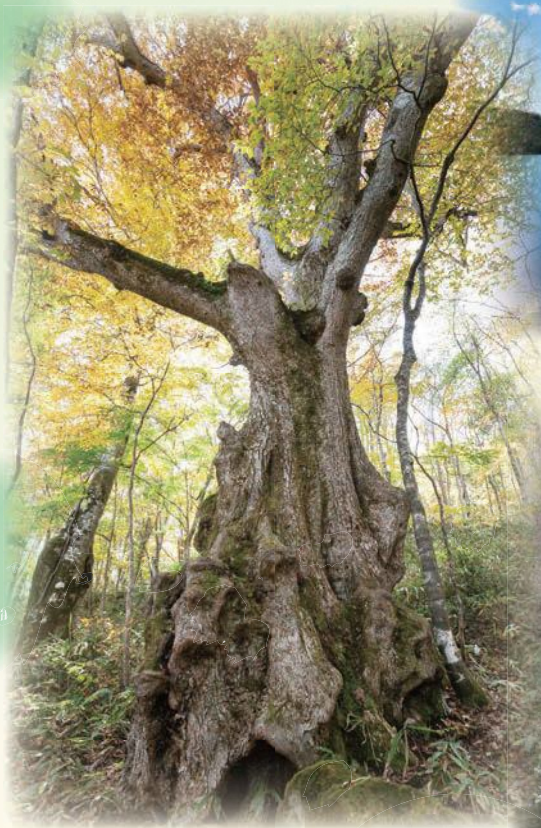


第五次天栄村総合計画 後期基本計画

令和4年度～令和8年度



天 栄 村

ごあいさつ

平成23年3月に発生した「東日本大震災」から11年が経過し、大きな被害を受けた本村においても、復旧、復興も進んできたことで、住民の暮らしも落ち着きを取り戻りつつありました。

しかし、令和2年1月に我が国で初めて感染が確認された「新型コロナウイルス」は、変異による感染拡大が繰り返され、「緊急事態宣言」の発令や、「まん延防止措置」による人との接触機会の制限、移動の自粛など、国においても様々な対策を講じてきましたが、未だに収束していない状況にあります。



また、福島県沖を震源とする地震や豪雨災害などもたびたび発生し、住民生活だけでなく、本村の農林業や観光業をはじめ様々な産業に深刻な影響が出ております。

他方、地方における人口減少、少子高齢化が進行しているなかで生じた新型コロナウイルスの感染拡大は、デジタル技術を活用したリモートワークやワーケーションなど働き方の大きな転換期となり、地方への移住や関係人口の増加など、人と人との関わり方や地方への人の流れができております。

また、村の魅力などの情報発信についても、SNSを通じて全世界に発信することが可能となっております。

こうした、デジタル技術によって、行政の在り方についても、大きな変革の時期を迎えていると感じています。

本計画の策定にあたっては、村の将来を見据え、DX（デジタル変革）やSDGsなど、新たな視点を盛り込み「誰ひとり取り残さない。将来にわたり持続可能な村づくり」を強力に推し進め、第五次天栄村総合計画の将来像「自然と共に人・未来を創造する村 てんえい」の実現に全力で取り組んで参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、天栄村振興計画審議会委員の皆様をはじめ、アンケートを通じて貴重なご意見やご提言をいただきました皆さまに感謝申し上げます。

令和4年3月

天栄村長 添 田 勝 幸

目 次

後期基本計画の策定にあたって	1
----------------	---

後期基本計画

第1章 みんなで安全・安心な環境づくり（生活環境、基盤整備分野）	15
1-1 豊かな自然環境の保全と活用	16
1-2 安心安全に暮らせる環境整備	21
1-3 快適に暮らせる住環境の整備	26
第2章 みんなで支え合い築く健康づくり（健康福祉分野）	33
2-1 生涯にわたる心と体の健康づくり	34
2-2 地域で支え合う福祉の充実	39
2-3 安心して子育てできる環境整備	43
第3章 みんなで地域を活かした産業づくり（産業経済分野）	47
3-1 活力ある農林業の推進	48
3-2 地域経済活性化の促進	54
3-3 地域資源を活用した観光の振興	57
第4章 みんなで心豊かな人づくり（教育文化分野）	63
4-1 子どもたちの生き抜く力を育む環境整備	64
4-2 誰もが夢をもてる生涯学習社会	69
4-3 豊かな心を育むための文化振興	73
第5章 みんなで未来につなぐ村づくり（協働参画分野）	77
5-1 村民と行政の協働体制づくり	78
5-2 実行力のある行財政運営と連携の推進	82
【参考】SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割	86

資料編

後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

第五次天栄村総合計画後期基本計画は、基本構想に掲げられている基本理念のもと、将来像・基本目標を達成するために策定するものです。

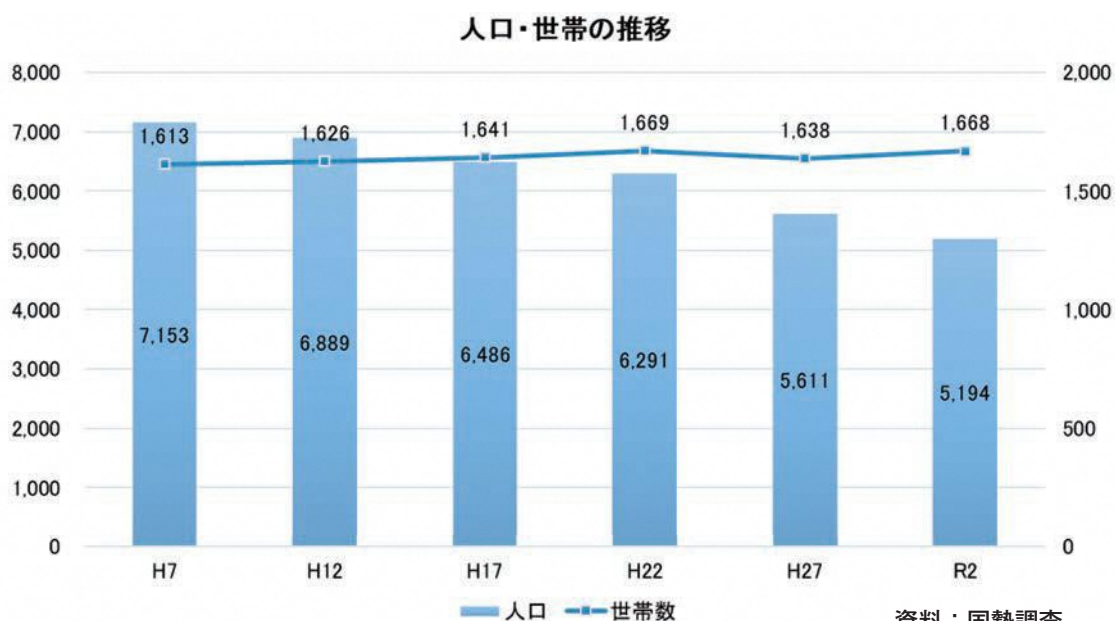
平成29年度から令和3年度までを計画期間とする前期基本計画においては、多岐にわたる行政施策を展開し、住民生活の向上に効果をあげてきました。しかしながら計画策定時から、住民生活を取り巻く環境は著しく変化しております。

人口減少、少子高齢化が進み、今後、地域コミュニティの衰退や税収の減少による公共サービスの縮小など、生活全般に大きな影響を及ぼすことが見込まれます。

また、令和元年10月の台風19号による豪雨災害や令和3年2月と令和4年3月に本村で震度6弱を観測した福島県沖地震が発生するなど、度重なる災害により、本村も大きな被害を受けております。

令和2年1月に、わが国において初めて感染者が確認された新型コロナウイルスは、その後の感染拡大による「緊急事態宣言」の発令や「まん延防止重点措置」に伴い、社会経済活動が制限されるなど、これまでとは違った、新しい考え方や対策が求められてきております。

こうした状況の中、令和8年度を目標とした基本構想を具現化するための施策を体系的に示し、中長期的な視野に立ち後期基本計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）を推進していくこととします。



2 計画期間

①基本構想

長期展望に立ち、村づくりの基本方針を示しています。平成29年度を初年度として、令和8年度を目標年度としています。

②基本計画

基本構想を具現化する施策を体系的に示します。前期基本計画は平成29年度から令和3年度の5年間の計画です。後期基本計画の計画期間は令和4年度から8年度までの5年間とします。

③実施計画

基本計画で示した施策を計画的に実施するため、具体的な事業を明らかにします。計画期間は3か年とし、毎年度ローリングすることにより、実効性の確保に努めます。

年度	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
基本構想	平成29～令和8年度										
基本計画	前期基本計画(平成29～令和3年度)					後期基本計画(令和4～8年度)					
実施計画	毎年度ローリング					令和4～6年度					
						令和5～7年度					
									令和6～8年度		

基本構想

基本理念

私たち村民は、伝統を重んじつつ郷土を発展させ、その成果を後世に引き継いでいく役割を担っています。村民一人ひとりが尊重され、ともに力を合わせながら、豊かな自然を愛し、村民誰もが健康で、住んで良かったと実感できる村の実現をめざすため、天栄村民憲章を普遍的な村づくりの基本理念とします。

天栄村民憲章（昭和56年6月制定）

私たちの村天栄は、自然にはぐくまれた古い歴史と伝統のある村です。

私たち村民は、先人の築きあげた伝統を重んじ、勇気と誇りをもって、郷土を愛し発展させ、その成果を、後世に引き継ぐことがつとめです。

このため、全村民の誓いとして、ここに村民憲章を定めます。

私たち天栄村民は、

- 1 自然を愛し 調和のある美しいむらづくりにつとめます。
- 1 きまりを守り やさしい心のかよう明るいむらづくりにつとめます。
- 1 働くことを尊び 互いに励まし合う豊かなむらづくりにつとめます。
- 1 心身をきたえ 健康な活力のあるむらづくりにつとめます。
- 1 教養を高め あしたをひらく誇りあるむらづくりにつとめます。

基本方向

これからの村づくりで重視しなければならない基本方向を「未来につなぐ村づくり」として「将来を担う “人づくり”」「ふるさとを活かす “地域づくり”」「みんなで創る “村づくり”」と掲げます。

未来につなぐ村づくり

将来を担う
“人づくり”

ふるさとを活かす
“地域づくり”

みんなで創る
“村づくり”

■将来を担う“人づくり”

村づくりは人づくりにつきます。人口減少社会において、何よりも重要なのは、一人ひとりの力です。

ふるさとを大切にし、誇りに思う心をもとに、村民一人ひとりが自分の夢や目的を持ち、その実現に向けて自らの力を発揮していくことのできる人づくりに努めます。

■ふるさとを活かす“地域づくり”

私たちの誇りは、何と言っても美しい自然や景観にあります。

こうした自然や景観との関わりを通じて、地域に根付いてきた精神文化は、村民一人ひとりの心のよりどころであり、私たちの中に息づくふるさとを大切にします。

■みんなで創る“村づくり”

村づくりの主役は、この村に暮らす一人ひとりの村民自身にほかなりません。

地域のもつ資源や知恵・知識を十分に活かし、その価値を開かせ、みんなの力を結集して未来を創造する村を築きます。

将 来 像

村づくりの主役となるのは、この村に暮らす一人ひとりの村民自身にほかなりません。村民と行政の協働のもと、村全体の思いと力を一つに、この村に暮らし続けたい、この村で子どもを産み育てたい、この村に移り住んでみたいと思われる魅力ある村づくりを目指します。

自然と共に 人・未来を創造する村
てんえい

基本目標

1 みんなで安全・安心な環境づくり（生活環境、基盤整備分野）

自然の生態系を尊重し、豊かな自然環境を保全するとともに、優れた自然の豊かさや景観の価値を十分に認識し、多様な自然体験活動ができるなど個性ある美しい村づくりに取り組み、地球温暖化対策への理解を進め、環境負荷の少ない循環型社会の実現を図ります。また、森林・農地の保全を図るとともに、多面的機能が活かされる土地利用を進めます。

風水害や地震など災害の発生を未然に防ぐための対策に努めるとともに、災害が発生した時に被害を最小限に食い止めることのできる防災体制や消防力の強化、交通事故や犯罪のない村づくりを図ります。

快適な暮らしを実感することができるよう、潤いのある住環境整備を進めます。また、若い世代の定住の受け入れを進めるため、働く場や子育て支援も含めた快適な住まいの確保・提供を図り、同時に二地域居住等の受け入れを推進します。

2 みんなで支え合い築く健康づくり（健康福祉分野）

すべての村民が、心も体も健康で元気に長生きできるよう日常生活における健康づくりの実践や生活習慣病の予防、高齢者の介護予防などを推進します。また、適切な医療を提供する体制を充実します。

少子高齢化の時代、地域や家族などでの支え合い、助け合う地域をつくります。高齢者が子どもや若者などさまざまな世代とともに元気で生き生きと暮らしていくことができるよう、地域での活躍の場づくりや介護が必要な高齢者へのきめ細やかな福祉サービスの提供を図ります。

増加傾向にある障がいのある人や生活に課題のある人が、自立した生活を送ることのできる環境をつくります。

地域全体で子育て家庭を支援し、安心して子どもを育てることができるよう、子育てにかかる親の負担軽減や保育の充実などに取り組みます。

3

みんなで地域を活かした産業づくり（産業経済分野）

農林業は、村の基幹産業として地域経済と村民生活を支える多面的な役割を担っています。地域全体で総合的な観点から地域営農体制の構築を図るとともに、競争力の高い農産物を開発し、その生産の維持・拡大を図ります。また、総合産業化の視点に立ち、農業生産と加工、販売、交流などを結びつけ付加価値の向上を図ります。林業についても、森林が持つ機能を活かした多様な取り組みを図ります。

企業誘致を継続的に取り組み、新たな雇用の創出を図るとともに、既存企業の経営安定化の条件整備や地場産業の育成に努めます。また、地域の生活を支える商業については、地域の状況を踏まえた取り組みを図る一方、生活支援サービスなどを提供する起業支援に努めます。

観光に対するニーズの多様化に対応し、森林、温泉、高原などの豊かな自然や農業資源、特色ある施設など、本村の特性を活かすことができるようさまざまな楽しみ方の開発やプログラムの提供を図ります。また、訪日外国人を対象とした交流や受け入れ体制の充実に努めます。

4

みんなで心豊かな人づくり（教育文化分野）

豊かな自然に恵まれた環境を生かしながら、子どもたちの基礎的な学力の向上はもとより、心身ともに健康で豊かな心と主体的に生きる力を育むため、学校教育環境の充実にめざします。また、郷土を愛する心を養うとともに、国際化や情報化など、急速な時代の変化に即した「英語の村てんえい」のさらなる推進により、世界に通じる人材を育成します。

青少年の健全育成に向け、学校と家庭、地域の連携により、文化活動やスポーツ活動などを支援します。子どもから高齢者まで生涯にわたり、さまざまな学びの場や経験を通じて、その個性や能力を発揮できるよう学習機会の提供に努めるほか、習得した知識や技術を積極的に活用し、産業活動をはじめ、ボランティア活動、文化・スポーツ活動などに参画できる機会をつくります。

本村の誇れる文化財の保護と活用を図るとともに、地域の財産として歴史と伝統文化の保存・継承を進めます。

5

みんなで未来につなぐ村づくり（協働参画分野）

村民を主役とした村民のための地域づくりの実現をめざして、村民と行政が互いの役割を果たしながら、ともに手を携え、協働した村づくりを推進します。

男女ともに仕事や地域活動、家庭がバランス良く両立できる環境や仕組みづくりを進めるとともに、女性が活躍しやすい村づくりを推進します。

行財政をめぐる厳しい環境の中、変化する行政需要に素早く対応できるよう行財政を柔軟に改革し、将来を見据えた計画的・効果的な行財政運営を図ります。

また、デジタル技術を活用した新たな行政サービスの提供や村の情報発信、村政に関する情報公開等を積極的に進めます。

村民の生活や地域の経済活動は広域化しており、近隣自治体と連携・協力した広域的な視点からの村づくりを推進します。

むらづくりの基本方向



将来像

自然と共に 人・未来を創造する村 てんえい

基本目標

- 1**
みんなで
安全・
安心な
環境づくり
(生活環境、
基盤整備分野)
- 2**
みんなで
支え合い
築く健康
づくり
(健康福祉分野)
- 3**
みんなで
地域を
活かした
産業づくり
(産業経済分野)
- 4**
みんなで
心豊かな
人づくり
(教育文化分野)
- 5**
みんなで
未来に
つなぐ
村づくり
(協働参画分野)

令和 8 年の計画人口 4,800 人

基本目標・主要施策の項目の体系

5つの目標、39項目の主要施策を計画的に進めていきます。

基本目標	主要施策の項目	
<p>1 みんなで安全・安心な環境づくり 【生活環境、基盤整備分野】</p>	<p>1 豊かな自然環境の保全と活用</p>	<p>1 自然環境の保全 2 地球温暖化対策の推進と環境型社会の形成 3 計画的な土地利用の推進</p>
	<p>2 安心安全に暮らせる環境整備</p>	<p>1 交通安全・防犯対策の充実 2 安心の消防・防災体制の確立 3 復興の推進</p>
	<p>3 快適に暮らせる住環境の整備</p>	<p>1 住環境の整備と確保 2 交通基盤の整備 3 衛生環境の整備 4 定住・二地域居住の推進</p>
<p>2 みんなで支え合い築く健康づくり 【健康福祉分野】</p>	<p>1 生涯にわたる心と体の健康づくり</p>	<p>1 心と体の健康づくりの推進 2 地域医療体制の充実 3 社会保障の充実</p>
	<p>2 地域で支え合う福祉の充実</p>	<p>1 地域福祉の充実 2 高齢者の生活支援体制の充実 3 障がい福祉の推進</p>
	<p>3 安心して子育てできる環境整備</p>	<p>1 安心して子育てできる地域社会 2 結婚活動支援の充実</p>
<p>3 みんなで地域を活かした産業づくり 【産業経済分野】</p>	<p>1 活力ある農林業の推進</p>	<p>1 魅力あふれる農業の振興 2 森林の保全と林業振興</p>
	<p>2 地域経済活性化の促進</p>	<p>1 企業誘致による雇用の確保 2 活力ある商工業の振興</p>
	<p>3 地域資源を活用した観光の振興</p>	<p>1 地域環境と調和した観光の振興 2 地域の特色を生かした都市交流 3 積極的な村の魅力発信</p>
<p>4 みんなで心豊かな人づくり 【教育文化分野】</p>	<p>1 子どもたちの生き抜く力を育む環境整備</p>	<p>1 少子化への対応 2 つなぐ教育の充実 3 英語教育（英語の村てんえい）の推進 4 特別支援教育の充実</p>
	<p>2 誰もが夢をもてる生涯学習社会</p>	<p>1 生涯学習社会の実現 2 青少年健全育成の推進 3 生涯スポーツの推進</p>
	<p>3 豊かな心を育むための文化振興</p>	<p>1 芸術文化活動の振興 2 歴史と郷土文化の保存・継承</p>
<p>5 みんなで未来につなぐ村づくり 【協働参画分野】</p>	<p>1 村民と行政の協働体制づくり</p>	<p>1 村民との協働による地域づくり 2 男女共同参画社会の推進・人権尊重 3 女性が活躍しやすい環境整備</p>
	<p>2 実行力のある行財政運営と連携の推進</p>	<p>1 健全で効率的な行財政運営の確立 2 広域連携ネットワークの拡充</p>

持続可能な開発目標 (SDGs) の推進

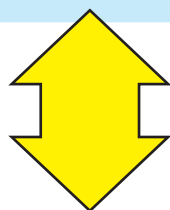
SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するため 17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

国において、2016 年に策定された「SDGs 実施指針」を踏まえ、村として誰一人取り残さない持続可能なむらづくりの実現にあたり、第 5 次天栄村総合計画 後期基本計画に盛り込んでいきます。

第五次天栄村総合計画 後期基本計画

将来像 自然と共に 人・未来を創造する村 てんえい
「5つの基本目標」



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



後期基本計画

後期基本計画の施策とSDGsの

第五次天栄村総合計画後期基本計画の施策（主要政策）と17のゴールの関係は次のようになっています。第五次天栄村総合計画を推進することにより、持続可能な社会の構築に寄与することを目指します。

基本目標	節	基本施策	1 貧困をなくそう	2 気候変動に脅かされる生活を減らす	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう
1	1 豊かな自然環境の保全と活用	1 自然環境の保全		●	●		
		2 地球温暖化対策の推進と循環型社会の形成			●		
		3 計画的な土地利用の推進			●		
	2 安心安全に暮らせる環境整備	1 交通安全・防犯対策の充実	●				
		2 安心の消防・防災体制の確立			●		
		3 復興の推進		●	●		
	3 快適に暮らせる住環境の整備	1 住環境の整備と確保	●	●	●		
		2 交通基盤の整備			●		
		3 衛生環境の整備					
4 定住・二地域居住の推進							
2	1 生涯にわたる心と体の健康づくり	1 心と体の健康づくりの推進	●	●	●		●
		2 地域医療体制の充実	●	●	●		
		3 社会保障の充実	●	●	●		●
	2 地域で支え合う福祉の充実	1 地域福祉の充実	●	●	●		●
		2 高齢者の生活支援体制の充実	●	●	●		
		3 障がい福祉の推進	●	●	●		●
3 安心して子育てできる環境整備	1 安心して子育てできる地域社会	●	●	●	●	●	
	2 結婚活動支援の充実	●	●	●		●	
3	1 活力ある農林業の推進	1 魅力あふれる農業の振興	●	●			
		2 森林の保全と林業振興	●			●	
	2 地域経済活性化の促進	1 企業誘致による雇用の確保	●				
		2 活力ある商工業の振興	●				●
	3 地域資源を活用した観光の振興	1 地域環境と調和した観光の振興	●			●	
		2 地域の特徴を生かした都市交流					
3 積極的な村の魅力発信							
4	1 子供たちの生き抜く力を育む環境整備	1 少子化への対応	●		●	●	●
		2 つなぐ教育の充実	●		●	●	●
		3 英語教育（英語の村てんえい）の推進	●		●	●	●
		4 特別支援教育の充実	●		●	●	●
	2 誰もが夢をもてる生涯学習社会	1 生涯学習社会の実現			●	●	●
		2 青少年の健全育成の推進			●	●	●
		3 生涯スポーツの推進			●	●	●
	3 豊かな心を育むための文化振興	1 芸術文化活動の振興			●	●	●
		2 歴史と郷土文化の保存・継承			●	●	●
5	1 村民と行政の協働体制づくり	1 村民との協働による地域づくり	●	●	●		●
		2 男女共同参画社会の推進・人権尊重	●	●	●	●	●
		3 女性が活躍しやすい環境整備	●	●	●	●	●
	2 実行力のある行財政運営と連携の推進	1 健全で効率的な行財政運営の確立	●	●	●	●	●
		2 広域連携ネットワークの拡充	●	●	●	●	●

17のゴールの関係

SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割は、86～88ページに記載

6 安全な水とトイレ を世界中に	7 再生可能エネルギー を拡大	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国々の平等 を促進	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を増やす	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正 な社会を	17 パートナーシップ で目標を達成しよう
●	●		●		●	●	●	●	●	●	●
●	●		●		●	●	●	●	●		●
●	●		●		●	●	●	●	●		●
				●	●	●				●	●
				●	●	●	●			●	●
				●	●	●				●	●
●	●	●	●		●			●			●
●	●	●	●		●			●			●
●	●	●	●		●			●			●
●	●	●	●	●	●			●	●		●
		●	●	●	●					●	●
		●	●	●	●					●	●
		●	●	●	●					●	●
		●	●	●	●					●	●
		●	●	●	●					●	●
		●	●	●	●					●	●
●	●	●	●		●	●	●	●	●		●
●	●	●	●		●	●	●	●	●		●
●	●	●	●		●		●	●	●	●	●
●	●	●	●		●		●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●					●	●
●	●	●	●	●	●					●	●
●	●	●	●	●	●					●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

第 1 章

みんなで安全・安心な環境づくり (生活環境・基盤整備分野)

1

豊かな自然環境の保全と活用

現状と課題

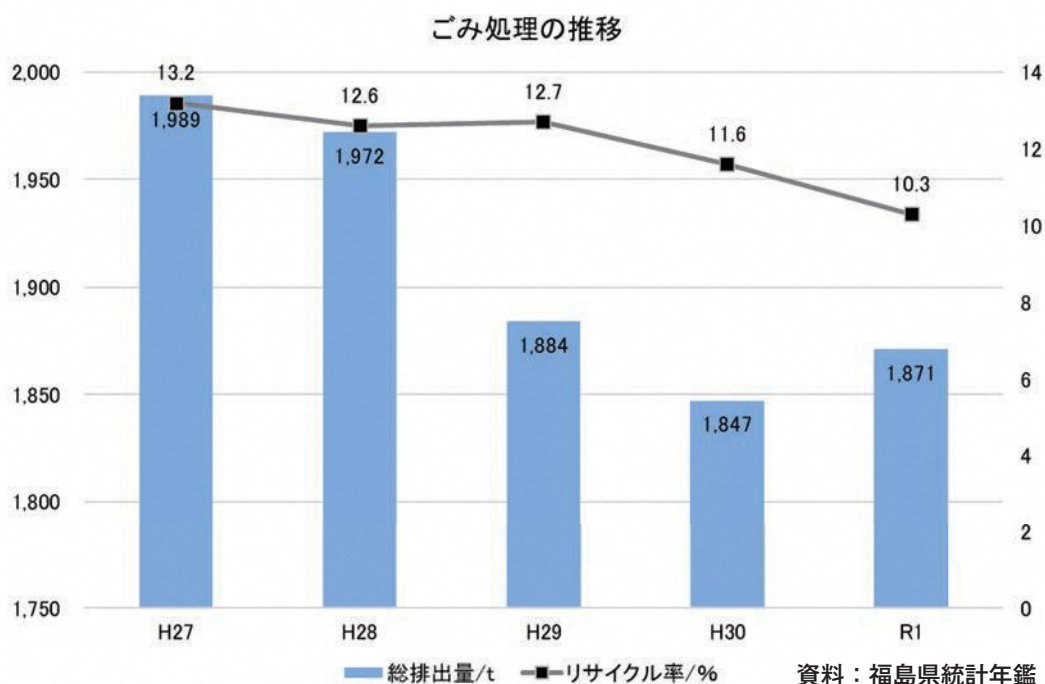
本村の西部地域は、山岳地帯が続き、溪谷、高原などの美しい景観が広がっており、この地域の大半が大川羽鳥県立自然公園に指定されているなど、豊かな自然が広がっています。東部地域は河川沿いに肥沃な耕地が拓け、美しい農村の景観となっています。生態系においては、山岳地帯、溪谷、高原、河川、里山、田園などに生きる多くの野生動植物が生息しています。これらの豊かな自然環境を今後も保全していくことは、大変重要なものとなっています。

近年では、森林整備の停滞、里山の利用機会の減少、農地の荒廃、山林や河川などへの不法投棄等さまざまな問題が発生しており、それらの対策を進めていく必要があります。

本村には、自然や景観、生態系など、豊かな自然とのふれあいを求めて村外から多くの人々が訪れています。村民一人ひとりが自然や景観への意識を高め、未来に引き継げる自然環境を維持していくための積極的な取り組みを進めていく必要があります。

また、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化対策を進め、温室効果ガスの排出を削減していく必要があります。

ごみに関する問題は、地球環境の問題に深く関わっています。環境への負荷を少なくするためにも、ごみの減量や再資源化への一層の取り組みが必要となります。



基本施策1 自然環境の保全



めざす姿

豊かな自然や景観に対する村民自身の意識を高め、保全を図るとともに、自然とのふれあいを深める場として観光や教育などでの活用をめざします。

主な取り組み

(1) 自然や景観の保全

森林や農地の荒廃防止とともに、水環境の保全や森林の公益的機能の維持、動植物の生息環境の保全など、村民や事業者、NPOなどによる多様な活動を促進します。また、地域の協力により、名木、古木、史跡の緑など歴史的な自然景観の保全に努めます。

(2) 地域の景観形成

将来にわたり農村景観を維持していくため、遊休農地発生の未然防止活動や休耕田等への景観作物の作付け、平地林や里山の保全など、地域の景観形成活動を支援します。

(3) 県立自然公園の保全・活用

県と連携しながら自然公園の良好な環境を保全し、その適正利用を図るため、自然の魅力やイベント情報などを積極的に発信し、ウォーク、自然観察会、アクティビティ^{*1}など自然とふれあう機会の拡大に努めます。

(4) 環境美化の推進

福島県産業廃棄物不法投棄監視員や天栄村環境衛生委員によるパトロールの強化を図るとともに、警察、福島県等の関係機関と連携し、不法投棄防止に努めます。また、河川クリーンアップ作戦や花いっぱい運動、環境整備事業などを通じて、環境美化運動の推進に努めます。

^{*1} アクティビティ：屋外で行う体を使ったさまざまな活動的な遊びのこと

主 な 事 業

主な事業	内 容
森林・農地の適切な管理	遊休農地の発生の防止・解消 間伐の推進
生物多様性の保全	河川、里山、田園の保全
河川の清掃活動	河川クリーンアップ作戦 河川の除草 など
集落内や道路の環境美化	花いっぱい運動 環境整備事業 など
不法投棄の防止	不法投棄監視体制の強化 不法投棄防止の啓発活動

基本施策2 地球温暖化対策の推進と循環型社会の形成



めざす姿

地球温暖化対策への理解を進め、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けた取り組みの実践につなげます。

主な取り組み

(1) 脱炭素化の推進

村民の環境に対する意識啓発に努めるとともに、温室効果ガスの抑制に努めていきます。

また、太陽光発電等による再生可能エネルギーの普及促進を図ります。

(2) ごみの適正処理と減量・再資源化の推進

ごみの分別の徹底や資源ごみの回収を推進するとともに、減量化や再資源化を行い、適正処理と村民への意識啓発に努めます。

主な事業

主な事業	内容
温室効果ガスの抑制	住宅用太陽光発電システム設置に係る助成 再生可能エネルギーの啓蒙 電気自動車など次世代自動車の導入
ごみの発生抑制と減量化の推進	村民へごみの分別の徹底と意義の啓発 生ごみ処理容器購入助成
ごみの再資源化の推進	資源ごみの回収の推進と再資源化の啓発

基本施策3 計画的な土地利用の推進



めざす姿

村内の秩序ある土地利用を推進し、森林・農地の保全を図るとともに、多面的機能が活かされる土地利用を進めます。

主な取り組み

(1) 計画的な土地利用の推進

自然環境や農山村景観を活かし、村国土利用計画に即した生産基盤、生活基盤、田園環境を一体的に整備・保全するとともに、周辺環境と調和した適切な土地利用の指導・誘導に努めます。

(2) 国土調査の推進

国土調査法に基づき、地籍調査事業を計画的に推進します。

主な事業

主な事業	内容
土地の適正利用の促進	国土利用計画の推進
土地の有効利用の促進	地籍調査事業



安心安全に暮らせる環境整備

現状と課題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災や平成 22 年 9 月に発生した湯本地域直下型地震等の経験から、防災機能を備えた湯本支所の整備や役場本庁舎周辺に耐震性貯水槽の設置、防災行政無線の子局増設、さらには、防災の中核拠点である役場本庁舎内及び湯本支所への非常用発電の設置、防災備蓄倉庫の建設など、災害時に備えた防災施設の整備や機能の強化に取り組んできました。

また、毎年全国各地で台風や集中豪雨（ゲリラ豪雨）などによる災害が発生し、大きな被害をもたらしています。河川や急傾斜地などからの被害を未然に防ぐため、村民一人ひとりが日ごろから防災対策の重要性を認識し、万一の災害に備える必要があります。

地域では、自主防災組織を中心に消防団をはじめとする関係団体が日常的に協働し、情報を共有する必要があります。特に災害時に支援が必要な災害時要援護者に配慮した取り組みを充実させていくとともに、災害情報が確実に伝わり、すみやかに避難できる仕組みを構築する必要があります。

交通安全については、高齢者が関わる交通事故が増加しています。交通事故防止の活動に努めるとともに、高齢者をはじめ子ども・障がい者など、すべての利用者が安心して歩くことができる歩道の整備などが求められています。

地域では、防犯協会が警察及び村民と連携した防犯対策を推進しています。防犯パトロール、児童の見守り活動など、地域ぐるみで防犯活動を推進していく必要があります。

また、消費者のニーズが多様化する中で、さまざまな商品やサービスが溢れており、膨大な情報から正しい情報を消費者が的確に選択していくことができるよう、今後も消費者にわかりやすい情報の提供に努めていく必要があります。

基本施策1 交通安全・防犯対策の充実



めざす姿

交通安全や防犯への意識を高め、交通事故の発生や犯罪被害の減少をめざします。

主な取り組み

(1) 交通安全対策の充実

交通安全意識の向上や、幼児から高齢者までそれぞれの世代に対応した交通安全対策を進めるとともに、歩道やガードレールなど交通安全に配慮した環境整備を図ります。

(2) 防犯体制の充実

青色防犯パトロールなどの防犯活動や保護司会による犯罪や非行の防止活動を支援するとともに、防犯灯や防犯カメラの設置による犯罪防止の環境整備を進めます。また、高齢者を狙った「なりすまし詐欺」や複雑化・多様化する悪徳商法など、トラブルや犯罪の被害にあわないよう注意を促します。

(3) 消費生活の支援

消費生活に関する啓発活動や情報提供を行い、消費者意識の向上を図るとともに、関係機関及び近隣市町村と連携し、相談体制の充実を図ります。

主な事業

主な事業	内容
交通安全施設の整備	区画線やガードレール設置、歩道整備
防犯カメラの設置	防犯カメラの設置、管理
防犯灯の設置	L E D防犯灯の設置
防犯活動の活性化	犯罪、非行防止活動の支援と啓発の推進 青色防犯パトロールの推進 「なりすまし詐欺」等への防犯意識の啓発
消費者保護の推進	消費生活相談の充実 消費生活に関する情報提供と啓発の推進

基本施策2 安心の消防・防災体制の確立



めざす姿

計画的な治山・治水事業により、災害への備えが十分にとられ、地域における消防力の確保や自主防災組織の活動など、防災力の向上が図られた災害に強い村づくりをめざします。

主な取り組み

(1) 地域消防力の充実

地域消防の要となる消防団員の確保や消防資機材の充実を図るとともに、広域消防組合による消防・救急業務の充実に努めます。

(2) 地域防災力の向上

東日本大震災などの大規模災害での経験を忘れぬよう、定期的な防災訓練の実施により住民の防災意識の向上に努め、自主防災組織の充実と地区防災計画の策定を図るとともに、災害時の要援護者支援や避難方法の周知など、地域の特性に応じた地域防災力の向上を図ります。

(3) 災害発生時の体制づくり

緊急地震速報や避難情報などの緊急情報を迅速かつ確実に伝えることができるよう、防災行政無線や防災マップの活用、インターネットでの情報発信など、災害発生時の体制を確立します。

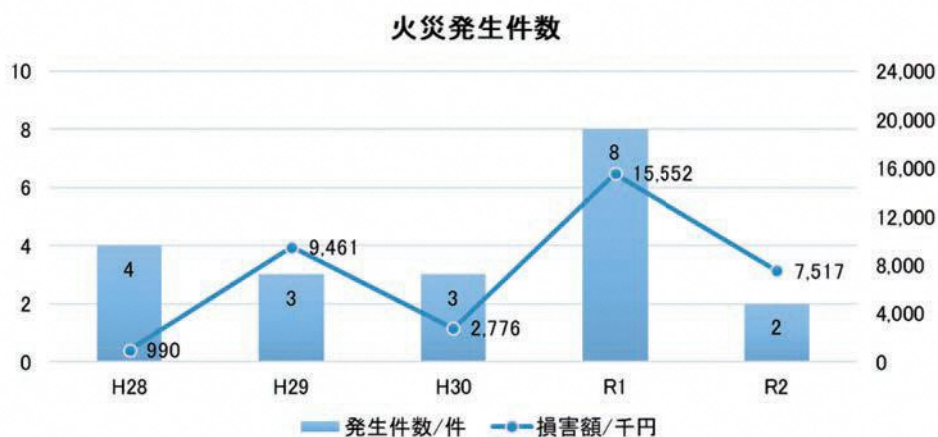
また、大規模な広域災害に対応するための連携・応援体制の確立に努めます。

(4) 災害に強い村づくり

自然の保護・保全に配慮しつつ、森林や河川の保全・整備を図るとともに、崖崩れや土砂の流出による災害防止に努めます。

主 な 事 業

主な事業	内 容
地域防災体制の強化	地区防災計画の策定 地域自主防災組織活動の推進
消防団員等の確保	消防団員の処遇改善 消防後方支援隊の充実
消防資器材の充実	消防自動車の更新、消防装備品の充実
消防水利の確保	消火栓・防火水槽の新設、改修、 防火水槽の有蓋化
防災マップの更新	冊子、W E B による危険箇所の周知



資料：須賀川地方広域消防組合消防年鑑

基本施策3 復興の推進



めざす姿

東日本大震災及び原子力災害から、一日も早く安全と安心を取り戻す取り組みを進め、村民の暮らしの安定をめざします。

主な取り組み

(1) 復興の推進

「第五次天栄村総合計画」の実現に向け、社会経済情勢の変化や現状等を踏まえ、復興を推進します。

(2) 風評払拭に向けた取り組み

東日本大震災、原子力災害から10年を経過しても、農産物の価格は震災前の水準まで回復していないことなど、原子力災害による風評が根強く残っています。

また、国によるALPS処理水の海洋放出が決定されたことにより、新たな風評の恐れがあります。

未だに根強く残る風評の払拭を図るため、各種行事・イベント等、さまざまな場において安全・安心の周知・PRを村内外において実施します。

主な事業

主な事業	内容
食品等の放射能検査	自家野菜等の放射線検査
風評被害の払拭	安全・安心の周知、PR活動



快適に暮らせる住環境の整備

現状と課題

村民が快適な暮らしを送るためには、良質な住宅の供給が求められています。これまで、大山住宅団地の造成・分譲や大里地区への定住促進住宅の整備、民間による賃貸住宅の建設促進などに取り組んできました。

今後、若者やU I J ターン者などの定住を促し、また、村内に通勤してくる人たちが村内に定住できるよう、新たな住宅団地の造成・分譲や集合住宅の整備など、良質な住宅と良好な居住環境の整備が必要となっています。

村内には鉄道駅がなく、村民の主な移動手段は自家用車となっています。このため、公共交通であるバスの利用者は年々減少しているのが現状です。

村民アンケート調査の結果からは「交通インフラが整っている」について、重要度が高いにもかかわらず、満足度が低く、いずれの年代でもあげられているため、公共交通へのニーズを捉えながら、日常的な生活交通の検討を進める必要があります。

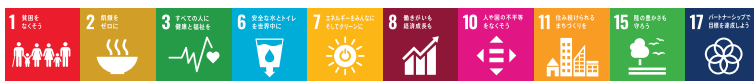
道路については、国道 118 号鳳坂トンネルの工事が進んでおり、早期の開通が期待されています。また、国道 294 号、県道白河羽鳥線についても、早期の整備促進を要望しています。村道は概ね改良が進んでおりますが、道路網は交流を支える基盤であると同時に、村民の快適な生活を支えており、災害時における避難や物資の輸送など重要な役割を果たしているため、長寿命化を計画的に実施し、安全性に考慮した維持・管理と生活道路の改良などを引き続き進める必要があります。

また、上下水道の整備は、快適な住環境を確保するうえで不可欠です。上水道については、安定した水の供給を図ることができるよう、簡易水道の再編をはじめ、管路や施設の老朽化への対応や耐震化などを進めていますが、施設整備のために投資した経費の償還や維持管理に要する費用増大のため、事業運営のための財源確保が課題となっています。

下水道については、集落排水施設や簡易排水など排水処理施設の適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図る必要があります。集落排水区域外における浄化槽設置世帯については、適正な維持管理の徹底を推進していく必要があります。

人口減少や少子高齢化に伴い、空き家が増加傾向にあります。空き家は住環境の悪化や地域コミュニティの低下を招くことから、所有者による管理の適正化を促す必要があります。一方で、空き家は、村内への移住・定住を希望する人の支援住宅として活用する方策があります。U I J ターンや二地域居住希望者、あるいは若い世代や村内への通勤者等に対する住まいなど、多様な活用を検討していく必要があります。

基本施策1 住環境の整備と確保



めざす姿

居住者のニーズに即した良質で魅力的な住宅や宅地の提供が図られ、次世代へ良好な住環境の継承をめざします。

主な取り組み

(1) 住宅や宅地の供給促進

村内外の人たちが求めている住宅ニーズを把握し、村民、事業者、行政が連携して良好な住宅や宅地の整備に取り組みます。

また、宅地整備については、民間事業者の力を活用するなど、費用の削減とニーズに対応した開発を推進します。

(2) 災害に強い住宅の促進

地震による住宅や建築物の倒壊及び、これに起因する被害を減少させる減災に取り組みます。

(3) 住まいに関する情報提供

村民が身体の状態やライフステージに応じた住まいを選択できるよう、住み替え等に必要な情報の提供を図ります。

主な事業

主な事業	内容
良好な住環境の確保	空き家の利活用 など
住宅や建築物の耐震化の促進	木造住宅耐震改修助成事業、耐震診断委託
住宅や宅地の整備	新規住宅団地の造成、賃貸住宅建設費補助

基本施策2 交通基盤の整備



めざす姿

公共交通サービスの維持・確保に努めるとともに、安全でスムーズに行き来できる道路ネットワークの形成をめざします。

主な取り組み

(1) 生活交通の確保

路線バスの運行を確保するとともに、高齢者など交通弱者の増加を見据え、村民ニーズや経済性と利便性を考慮しながら、村民、行政が連携して地域の実情に即した生活交通のあり方の検討を進めます。

(2) 幹線道路の整備

国・県道の未整備区間の早期改修、並びに国道118号、国道294号、県道白河羽鳥線においては、早期の改良整備の実現に向け、国・県に要望を行うとともに、主要村道の舗装、拡幅、線形改良及び、橋りょうの点検整備を進めます。

(3) 生活道路の整備

集落道、橋りょう、農道、林道の緊急度及び、長寿命化などに配慮した計画的な整備、維持・補修を図ります。

(4) 道路環境の整備

幹線道路については、歩道や街路灯など安全な道路整備をめざすとともに、地域住民との協働により沿道の花いっぱい運動や道路側溝の清掃、歩道の除雪など、快適な道路環境づくりに努めます。

(5) 福島空港の活用

交通の拡大や産業経済の活性化など、より効果的な人・物の移動が見込まれることから、航空路線の維持・拡充を促進するとともに、国内便の復活、国際線の早期再開の要望活動を展開していきます。

主 な 事 業

主な事業	内 容
バス路線の維持	バス路線の見直しの検討
交通基盤の整備	バス乗車料・タクシー料金の補助 など
国道294号、県道白河羽鳥線の整備促進	陳情要望
生活道路の維持・補修	計画的な維持管理 安全な走行・歩行のための点検・整備 など
福島空港の活用	福島空港利活用のPR

基本施策3 衛生環境の整備



めざす姿

安全でおいしい水を安定して供給するとともに、快適な生活を支える污水处理が適切に行われる住環境をめざします。

主な取り組み

(1) 水の安定供給

水道施設は、簡易水道の再編・統合を進めるとともに、老朽管の更新や耐震化などにより、水の安定供給を図ります。

(2) 水道事業の健全経営

持続可能な水道事業経営をめざし、水道料収入の強化や経営の効率化に取り組みます。

(3) 下水道施設の維持・管理

集落排水施設の効率的な管理運営により、安定した財政運営と施設の長寿命化を図ります。

(4) 合併処理浄化槽の普及

集落排水施設区域外については、合併処理浄化槽の普及を推進し、污水处理対策を図ります。

主な事業

主な事業	内容
持続可能な水道事業経営	料金体系の見直し、適正管理
集落排水施設への接続促進	集落排水事業の健全運営
合併処理浄化槽の普及	水質汚濁防止の啓発

基本施策4 定住・二地域居住の推進



めざす姿

本村の移住定住に関する情報の効果的な発信や相談機能の充実、受入れ体制や地域社会に貢献できる環境整備を図り、定住人口の増加や地域の活性化を図ります。

主な取り組み

(1) 空き家活用への取り組み

村内への移住希望者に移住を体験してもらい、地域の実情把握や地域住民との交流などができるよう、空き家の活用に取り組みます。

(2) 定住・二地域居住に向けた受け入れ態勢の整備

移住希望者のさまざまなニーズに対応した、良好な住宅や宅地の提供、空き家の活用を図るとともに、移住者が地域に溶け込み、円滑な人間関係が構築できるよう、身近な相談に対応できる体制などを整備します。また、福島県や関係団体等と協力しながら情報発信に努めます。

(3) 体験プログラムの展開

移住希望者が、地域の特性や季節に応じた天栄の魅力を実感できる田舎暮らし体験や短期滞在ができるお試し居住などの提供を図ります。

(4) テレワーク^{*1} やワーケーション^{*2} 環境の整備

移住希望者や企業などのニーズをとらえ、新たなワークスタイルの環境整備を進めます。

(5) 関係人口の創出

地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の創出と発展により、地域の活性化を図ります。

^{*1} テレワーク：情報技術を活用し、時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態をいう

^{*2} ワケーション：「ワーク（仕事）」と「バケーション（長期休暇）」を合わせた言葉で、旅行や帰省中の一部の時間を仕事に充てる働き方

主 な 事 業

主な事業	内 容
田舎暮らし体験	体験モニターツアーの開催、空き家の活用
受け入れ体制の整備	相談窓口の設置、村の魅力発信
関係人口の創出	ファンクラブの充実

第 2 章

みんなで支え合い築く健康づくり (健康福祉分野)

第 2 章の計画は、社会福祉法第 107 条に定める「地域福祉計画」を兼ねるものとします。

2 1

生涯にわたる心と体の健康づくり

現状と課題

高齢化による要介護者の増加や食生活・生活習慣などに起因する生活習慣病が増える中、若い頃から正しい食生活や運動などの習慣を身につけ健康寿命を延ばすことが重要となっています。

村では健康増進、発症予防等に重点をおき、村民が自らの健康を自ら考え、健康づくりを実践していけるよう、健康保健センター（へるすぴあ）を拠点に生活習慣の改善指導や健康教育、健康診査やがん検診などさまざまな保健事業を推進しています。

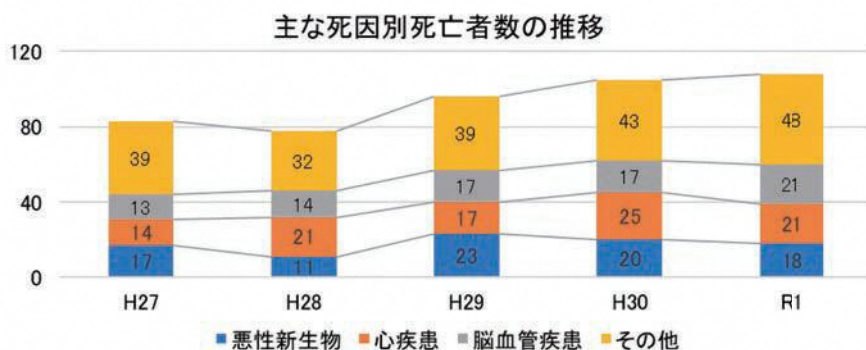
健康づくりの基本である食と運動を組み合わせた生活習慣の改善・普及や、地域ぐるみで取り組む健康づくり運動としての健康に関するインセンティブ事業^{*1}などをさらに推進する必要があります。

また、高齢期においては、要介護状態にならないよう、運動、口腔、栄養、閉じこもり予防など、生活機能の低下を防ぐ事業の充実が必要となっています。

うつ病^{*2}など精神疾患の人は、全国的に増加の一途をたどっており、心の健康づくりとして、健康教育による啓発と相談窓口の充実を図っていく必要があります。

地域医療については、西部地域に村が設置する国保診療所のほか、東部地域に内科医院2カ所、歯科医院2カ所の併せて5カ所の医療機関がありますが、専門的な診療科目や病床などの面では村外の医療機関に依存しています。国保診療所にあっては、医師の確保が課題であり、今後も医師の安定的な確保や医療関係機関との連携が必要となっています。

新型コロナウイルスについては、新たな変異株の出現による感染が継続していることから、今後も感染予防の周知とワクチン接種等により感染拡大を防ぐ必要があります。



^{*1} 個人が行動を起こすときの意欲向上や目標達成のための刺激策を行う事業

^{*2} 憂鬱な気分や不安が続く、さまざまな意欲・興味が低下し、食欲低下、不眠、疲労などの身体症状を特徴とした病気



めざす姿

村民一人ひとりが健康に関する正しい知識と習慣を身につけ、運動や食生活改善など、健康づくりに取り組みやすい環境づくりをめざします。

主な取り組み

(1) 健康づくりの推進

健康増進のための啓発に努めるとともに、村民自身による健康づくりの取り組みをサポートするため、健康に関するインセンティブ事業を推進します。

食生活改善推進員等、地域の健康づくりボランティア育成を推進します。

うつ病予防やストレス解消など、心の健康づくりについて正しい知識の普及啓発や相談窓口の充実を図ります。

(2) 食育の推進

乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージやライフスタイル、多様な暮らしに対応した切れ目のない食育を推進するとともに、地産地消による安全で安心な食育を推進します。

丈夫な歯で生涯美味しく食べることができるよう、乳幼児期から高齢期まで継続した歯の健康対策の充実を図ります。

(3) 高齢者の健康づくり

高齢者の知恵や技能を活用した社会参加の促進など、生き生きと生活できる村づくりを進めるとともに、栄養改善、口腔機能や運動機能の向上、認知症予防など介護予防事業の充実を図ります。

(4) 保健サービスの充実

各種がん検診などについて村民への周知を図り、受診しやすい環境を整備することで早期発見につなげます。また、健診後の相談体制や保健指導の充実を図ります。

(5) 感染症対策の推進

インフルエンザや結核、肝炎などの感染症対策については、正しい情報を提供し、村民への周知啓発を図るとともに、感染症のまん延を防ぐため、予防接種を推進します。

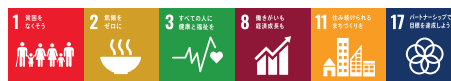
(6) 新型コロナウイルスの感染拡大防止

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、福島県と連携しながら感染予防の周知徹底とともに、すみやかな感染拡大防止対策を行います。

主 な 事 業

主な事業	内 容
疾病の早期発見及び予防	人間ドック費用の助成 メンタルヘルスの相談窓口
生活習慣病の予防	各種健康診査・検査・がん検診 歯科検診とフッ化物応用事業の推進 食生活の改善の啓発
健康づくり運動の推進	健康スポーツの推進 健康チャレンジポイント事業の推進 健康づくりボランティアの育成
感染症予防の啓発	各種予防接種費用の助成 結核、肝炎ウイルス検査の推進 感染症予防の知識の普及啓発
新型コロナウイルス感染拡大防止	感染予防の啓発・資器材の確保 ワクチン接種の実施

基本施策 2 地域医療体制の充実



めざす姿

村民が安心して医療を受けることができるよう、地域医療や救急医療体制の充実をめざします。

主な取り組み

(1) 地域医療体制の充実

国保診療所の安定的な医師確保、医療設備の充実を図るとともに、病床や専門・高度医療が円滑に確保されるよう医療機関等と連携し、村民が利用しやすい安心した医療体制の充実をめざします。また、保健・福祉との連携を強化し、地域の実情に応じた包括的な支援やサービスを提供することができる体制の構築を図ります。

(2) 広域的な救急医療体制づくり

夜間や休日、災害時などにおいて、医療が迅速かつ適切に確保されるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会、各医療機関等と連携し、広域的な救急医療体制の充実を図ります。

主な事業

主な事業	内容
国保診療所の医師確保	医師会、福島県等関係機関との連携 医師養成奨学金事業
地域連携の機能強化	災害時の医療救護活動協定 (医師会、歯科医師会、薬剤師会) 須賀川地方休日夜間急病診療所（広域運営） 医療機関相互の連携強化

基本施策 3 社会保障の充実



めざす姿

すべての人が安心して生活を送ることができるよう、医療、介護等の健全運営と年金制度の啓発を図ります。

主な取り組み

(1) 国民健康保険の健全運営

村民の健康課題を明確化したうえで効果的な保健事業を実施するとともに、医療費適正化に向けた取り組みを推進します。また、財政運営の主体である福島県と連携し国民健康保険制度の健全な運営に努めます。

(2) 後期高齢者医療保険の健全運営

後期高齢者医療広域連合と連携し、住民の高齢期における医療を確保します。また、医療費の適正化と経費の公平な負担に努めます。

(3) 介護保険の健全運営

介護保険事業者への指導や保険給付費の適正化、質の高いサービスの確保・向上を図るなど、介護保険制度の健全な運営に努めます。

(4) 国民年金制度の啓発・周知

日本年金機構と連携し、広報紙やホームページなどを通じて国民年金制度の意義、役割について啓発活動を行うとともに、保険料の納付について意識の向上を図ります。

(5) 生活困窮者への支援

生活に困窮した世帯を把握し、生活保護制度の適切な運用を図るとともに、生活困窮者自立支援制度を活用し、関係機関と連携して自立支援に努めます。

主な事業

主な事業	内容
医療費適正化に向けた取組	ジェネリック医薬品の使用促進 重複・頻回受診・多剤投与者に対する指導
介護給付の適正化に向けた取組	要介護度に応じた介護サービスの適正給付
国民年金制度への加入促進	国民年金制度の啓発 無年金者の防止
自立相談支援	生活困窮者自立支援制度の活用

2 2

地域で支え合う福祉の充実

現状と課題

少子高齢化や核家族化の一層の進行に伴い、援助を必要とする高齢者や障がい者、障がい児等が増加するなど、地域における福祉ニーズは、ますます増大することが見込まれます。

本村の65歳以上の高齢者の割合は、令和2年の国勢調査で36.8%となっており、核家族化や共働き世帯が増加し、家庭での介護力の低下が見受けられます。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、寝たきり高齢者など支援が必要な人が多くなっています。

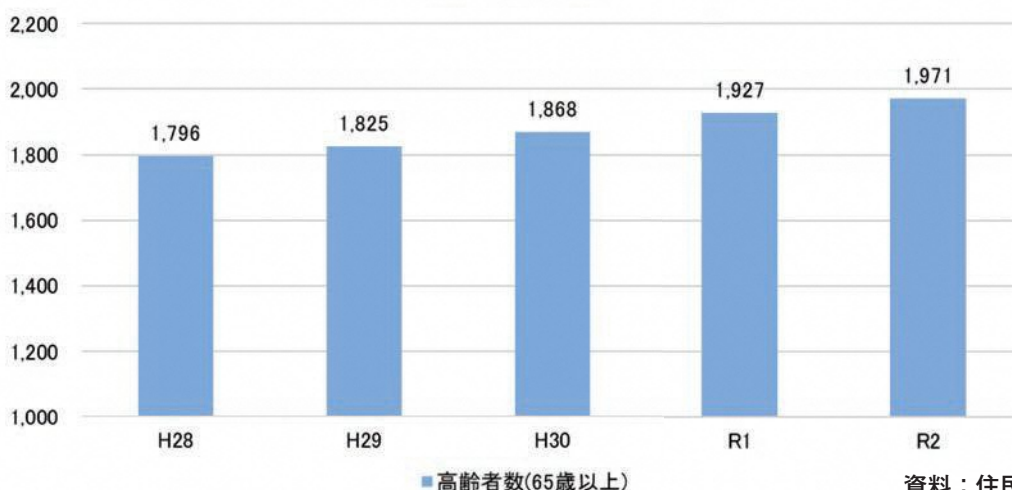
障がい者についても高齢化の進展を背景に、障がい者自身の高齢化とその介護者の高齢化が進んでいます。

高齢者や障がい者、障がい児の多くは、医療や介護などを必要とする状態になっても、住み慣れた自宅や地域で生活していくことを望んでいます。そのためには、地域において、地域包括支援センターをはじめ、村社会福祉協議会、行政区、民生児童委員、各種福祉団体、ボランティアの連携を強化し、積極的に生活支援の充実に取り組んでいく必要があります。

一方、村内においても、ひとり親家庭が増加しており、子育てと仕事の両立や子育て自体への負担が大きく、精神的、経済的に不安定な状況もみられます。今後も経済的支援とともに、相談支援や自立に向けた就労支援体制の充実、福祉サービスの提供など、ひとり親家庭への支援が必要となっています。

地域住民が抱える課題は、今後ますます複雑化・複合化していくことが見込まれます。複合的な課題や狭間ニーズに対応するため、子ども、高齢、生活困窮といった分野別の支援のみならず、属性を問わない複合的な支援体制の構築に取り組んでいく必要があります。

高齢者数の推移



資料：住民基本台帳

基本施策 1 地域福祉の充実



めざす姿

地域が一体となった福祉サービスを充実し、地域住民が共に支え合いながら、共に生きる地域ぐるみの福祉をめざします。

主な取り組み

(1) 地域福祉の推進

村社会福祉協議会と連携しながら福祉事業を推進するとともに、健康保健センター（へるすぴあ）及び地域包括支援センターの相談窓口の充実を図ります。

(2) 地域福祉活動の活性化

村民の福祉意識の高揚に努めるとともに、地域住民が福祉活動に参加しやすい環境を整備することで地域福祉活動の活性化を図ります。

(3) ひとり親家庭への支援

民生児童委員による地域相談活動を充実するとともに、各種福祉サービスの周知・活用を図り、安心して働ける環境づくりに努めます。

(4) 権利擁護の取り組みの推進

高齢者や障がい者の権利を擁護するため、成年後見制度等の普及啓発を図り、個人が尊重される生活と自己実現を支援できる体制づくりに努めます。

主な事業

主な事業	内 容
社会福祉協議会への支援	村社会福祉協議会への財政支援
地域福祉の推進	相談窓口の充実
ひとり親家庭支援	ひとり親家庭医療費助成 てんえいジュニア応援金
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の啓発、相談事業 など



めざす姿

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続でき、生きがいを持って暮らせる環境づくりをめざします。

主な取り組み

(1) 高齢者の健康増進と生きがいづくり

地域の集会所等を活用するなど、高齢者の健康増進や介護予防に向けた活動の支援を図るとともに、高齢者の就労支援や地域の担い手としての活動など生きがいづくりを推進します。

(2) 在宅生活の支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅生活の支援や公共交通の充実を図るとともに、家族介護の負担軽減、認知症高齢者やその家族支援に努めます。

(3) 地域ケア体制の整備

高齢者に必要なサービスを提供し、地域で支え合う機能を高めるため、地域包括支援センターが核となる地域ケア体制の整備を図ります。

主な事業

主な事業	内容
介護予防の強化	認知症サポーター養成 ゆったりミニデイサービス 水中ウォーキング事業 いきいきサロン、地域自主サロン事業
高齢者への相談支援の強化	地域包括支援センターへの支援
在宅生活の支援	緊急通報システム、GPS貸出事業 布団乾燥事業、認知症サポーター養成 寝たきり老人等介護激励手当
高齢者の生きがいづくり	シルバー人材センターへの支援 老人クラブ等への支援

基本施策 3 障がい福祉の推進



めざす姿

就労や地域活動を通じて、地域で自立した生活を送ることができる環境づくりをめざします。

主な取り組み

(1) 自立生活の支援

障がい者への理解を深めるとともに、障がい者が地域で自立し、安心して暮らしていけるよう、相談体制の充実、在宅生活の支援、家族介護の負担軽減を図ります。

(2) 社会参加、雇用の促進

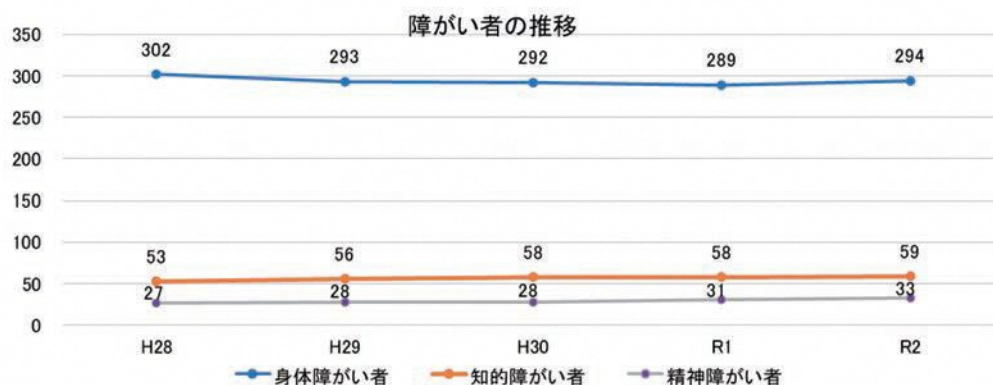
障がい者がスポーツや文化といった余暇活動を行える場を確保します。また、関係機関と連携しながら就労に向けた支援に努めます。

(3) 障がいの早期発見と早期支援の推進

障がいの原因となるような疾病等の発生を未然に防ぎ、障がいの軽減化、進行の抑制・療育のための早期発見・早期支援の充実に努めます。

主な事業

主な事業	内 容
地域での暮らし支援	地域生活支援事業委託、給付 など
就労及び社会参加の支援	障がい者自立支援給付 など
早期発見と早期支援	医療機関等との連携 関係機関との情報共有



資料：福島県障害者総合福祉センター

2 3

安心して子育てできる環境整備

現状と課題

少子化が進行する中、少子化に歯止めをかけ、安心して子どもを生ま育てられる環境づくりが大きな課題となっています。

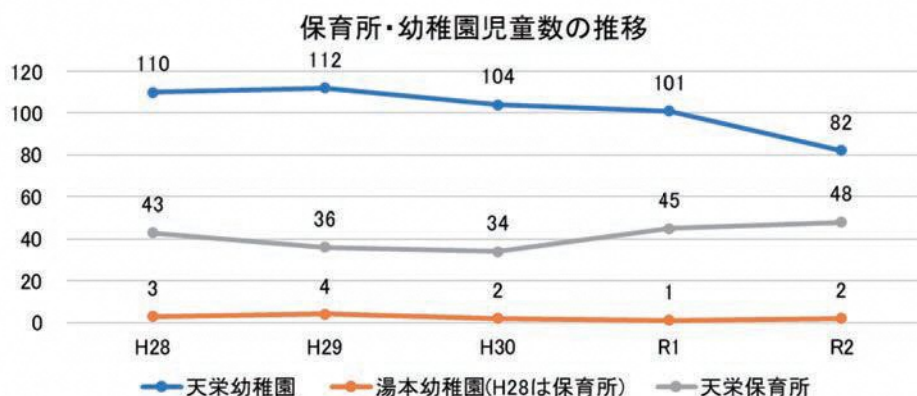
核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進む中で、村では多様な保育サービスの対応として幼稚園の3年保育と預かり保育、子育て世代包括支援センターのわんぱく広場での一時保育、放課後の子どもの居場所としての放課後子ども教室や放課後児童クラブ、経済的な負担の軽減を支援する子宝祝金の支給、医療費の助成など各種支援に取り組んでいます。また、村独自事業として不妊治療への助成を始めています。

村民アンケート調査では「子どもを安心して育てられる」に対する満足度は57.3%と比較的高いものの、妊娠・出産・育児に対する不安や悩みを抱える親は増えています。仕事に生きがいと自立を望む方や子育てとの両立、経済的な不安などから晩婚化や非婚化が進んでいます。

こうしたことから、子どもの祖父、祖母や地域全体で子育てを支援する環境整備が求められています。子どもの健康管理をはじめ、多様な保育サービスの充実や子育ての相談機能の強化、親子が気軽に集い交流・情報交換のできるイベントや子育て拠点の充実など、さらなる取り組みが必要となっています。

共働き世帯の増加などにより、放課後の子どもの居場所づくりが課題となっています。さまざまな学びや遊び、体験を通じて子ども同士、地域の大人が交流できる放課後子ども教室、適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブなど、学校、家庭、地域が連携して地域全体で子どもの育ちを支援していく必要があります。

また、若者を中心に希望する年齢で結婚することができるよう、パートナーとの出会いを支援するとともに、安心して妊娠・出産できる環境を整備する必要があります。



資料：住民福祉課、教育委員会

基本施策 1 安心して子育てできる地域社会



めざす姿

子育て世帯への支援が充実し、地域全体で安心して子育てできる環境づくりをめざします。

主な取り組み

(1) 母子保健の充実と医療の充実

妊娠・出産・育児に至る一貫した保健サービスの充実を図るとともに、妊産婦の不安軽減を図り、適切な医療を確保するため、公立岩瀬病院等の医療機関との連携を強めます。

(2) 子育て支援の充実

多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図るとともに、子育て情報の周知や、子どもたちが安心して遊び、親たちも互いに交流できるイベント開催や拠点づくりを推進します。また、心身に障がいのある子どもと保護者に向けた支援体制の強化に努めます。

(3) 子どもの居場所づくり

放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保するため、各小学校で放課後子ども教室や放課後児童クラブを推進します。

(4) 子育てに関する経済的負担の軽減

子どもの医療費に対する助成や各種手当、子宝祝金の支給、多子世帯への保育料の軽減など、子育て世帯に対する経済的支援を図ります。また、不妊不育症治療の助成を図ります。

主 な 事 業

主な事業	内 容
安心して妊娠、出産、育児ができる保健体制の充実	妊婦健診と産後健診の助成 新生児聴覚検査の助成、乳幼児健康診査 妊婦全戸訪問 こんにちは赤ちゃん訪問 産前産後ヘルパー派遣 産後ケア事業の体制整備、医師確保の支援 出産できる医療機関の維持、確保 など
保育サービスの充実	幼稚園の授業料無料化 一時保育・障害児保育の充実 保育所の移転
地域における子育て支援の充実	子育て世代包括支援センターを中心とした 相談支援体制の充実 子育て講演会の開催 安心安全な屋外遊具の設置 子育て広場の充実 子育て支援アプリの充実
放課後対策の充実	放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実
子育てに関する経済的支援	こども医療費助成（18歳まで医療費無料） 子宝祝金 多子世帯保育料の軽減 不妊・不育症治療助成

基本施策 2 結婚活動支援の充実



めざす姿

若い世代が結婚や家庭を持つことへの夢を持ち、その夢を叶えることができるための支援の充実をめざします。

主な取り組み

(1) 出会いの場の創出

出会いの創出のため、結婚縁結びサポーターの充実を図り、結婚希望者に寄り添った支援の充実をめざします。

(2) 若者の定住・生活の安定化

若者の定住を促進するため、奨学金の返還を支援するとともに、住宅取得や結婚後の新生活への支援を行います。

主な事業

主な事業	内容
総合的な婚活支援	ふくしま結婚マッチングシステムへの登録助成 結婚縁結びサポーター事業 など
若者定住への支援	若者世帯の住宅取得等の支援 引越し費用、賃貸住宅の家賃等の助成 奨学金返還の支援

第 3 章

みんなで地域を活かした産業づくり (産業経済分野)

3 1

活力ある農林業の推進

現状と課題

東日本大震災、原子力災害から10年を経過しても、農産物の価格は震災前の水準まで回復していないことなど、原子力災害による風評が根強く残っています。また、ALPS処理水の海洋放出という方針を国が決定したことにより、更なる風評の懸念があります。

農産物の価格の低下は農家の生産意欲を減退させ、加えて担い手の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加など農業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

5年後、10年後の集落における担い手と農地の保全問題を検討し、課題を抽出し、解決していくために、平成28年3月に村全域を対象とした「人・農地プラン」を策定しました。今後、新たな担い手の確保及び育成するための支援体制の整備をはじめ、集落営農の推進や農業生産法人の設立など、産業として自立しうる持続可能な農業生産体制の仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、環境に配慮した農業の取り組みは、日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）を活用して実施しています。水路、農道、水田の畦畔の草刈りは、集落内の環境を守ることから、農家、非農家が一体となって取り組み、農村の美しい田園風景の保全に努めています。そこに住む地域住民の方々が築きあげた優れた自然環境と農業のバランスが保たれ、安心できる農産物の生産に適した環境の地域として、「環境王国認定市町村」第1号に認定されています。

このような農村環境の保全と環境に配慮した農業の積極的な取り組みは、村のブランド化戦略に資する取り組みであり、「天栄長ネギ」「天栄ヤーコン」「天栄米」など、今後も継続して消費者に理解される農産物の生産と産地の育成を進め、産地の見える情報発信に取り組んでいく必要があります。

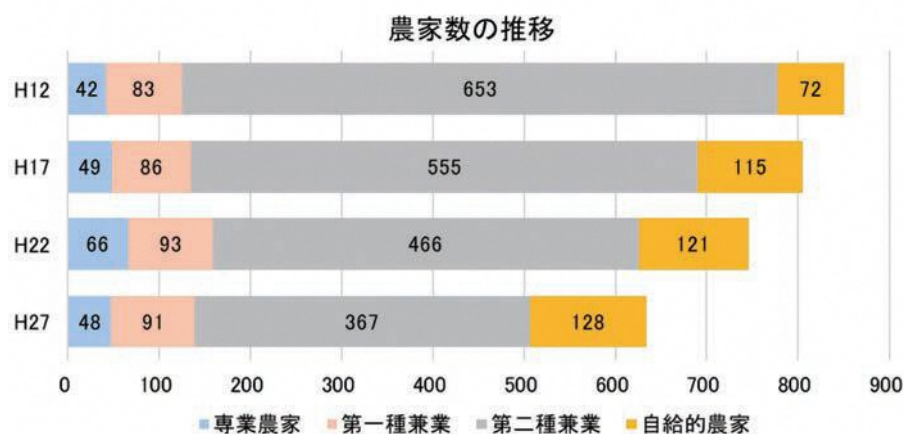
本村には、農産物直売所を併設した道の駅が2カ所あり、消費者へは、生産者の顔が見える新鮮で美味しい農産物の提供、一方、農業者へは、農業所得の確保と販路拡大の支援、さらに高齢農業者には、生きがいづくりの場所となっています。

今後、道の駅への誘客促進と利便性の向上を図るために、各種制度を活用しながら、「道の駅季の里天栄」の拡充や「てんえいふるさと公園」の整備をはじめ、駐車場やトイレの拡大整備など、道の駅の機能拡充の実現に向けて取り組んでいきます。

本村の森林は、戦後、植林をされた杉を中心に、人工林の育成が進められてきました。しかし、木材価格の低迷や林業従事者の減少等によって放置され、荒廃する森林が増加し、加えて放射能汚染の影響から林産物の価値が大きく低下しています。

このため、適切な森林施業を実施し、山地災害の防止や水源かん養機能といった森林の有する多面的機能の保全と森林経営の安定化を図っていくことが課題となっています。また、住民に里山のもつ機能をはじめ、森林保全に対する関心を高めてもらうために、森林環境学習への取り組みも進めていく必要があります。

近年、イノシシやシカなどの野生鳥獣による農地や森林の被害が増加しています。有害鳥獣の捕獲と被害の未然防止の両面から対策を講じる必要があるため、農業者や関係機関・団体との連携を密にし、総合的な鳥獣被害防止体系の確立を図り、生産意欲の減退防止と優良農地の保全に努めます。



資料：農林業センサス



めざす姿

美しい農村環境の保全と環境に配慮した農業に取り組み、この取り組みを背景に経営感覚に優れた担い手や地域営農組織を育成し、本村の農業の付加価値を高めることのできる魅力ある農業・農村振興をめざします。

主な取り組み

(1) 農業・農村の多面的機能の維持・発揮

中山間地域等直接支払や多面的機能支払の活用により、農業・農村の多面的機能の保全に努め、耕作放棄地の発生防止や優良農地の保全を図ります。

(2) 地域農業の中心となる担い手の育成

経営能力のある認定農業者の育成、機械や施設の共同利用、農作業の共同化、経理の一元化などを行い省力化・低コスト化を実現するため、集落営農の推進や、農業生産法人の設立など産業として自立しうる持続可能な農業生産体制の推進を図ります。また、新規就農支援策を充実させ、新規就農者の確保を図るとともに、定年帰農者の受入推進に努めます。

(3) 環境に配慮した農業の推進

集落において、農村環境の保全に努めるとともに、農薬や化学肥料を低減した特別栽培や有機栽培の取り組みなど環境に配慮した農業の推進を図り、消費者に選ばれる安全で安心な農産物の生産と産地の育成を進めます。

また、畜産においては、耕種農家との連携を図りながら、稲わらと良質堆肥の交換等による有機農業への誘導を図り、資源循環型畜産を推進します。

(4) 農業の高付加価値化の推進

「環境王国」認定市町村第1号に認定された天栄村の豊かで美しい自然環境のもと、環境に配慮した農業に取り組み、住民協働で農用地の維持・農村環境の保全活動に取り組んでいる産地であることを広く情報発信し、「天栄長ネギ」「天栄ヤーコン」「天栄米」「ミニトマト天姫」「天栄マカ」などこの地域で生産される農畜産物をはじめ、地域農産物のブランド力の向上を図るとともに、新たな地域特産品の創出に対する取り組みについて積極的に支援します。

また、事業者と連携した地域素材を活かした食のツーリズムなどの観光農業の推進や6次化産業による新たな特産品の開発など、地域活力の推進を図ります。

(5) 主要作目の生産振興

地域の基幹となる稲作は、特別栽培や有機栽培等による安心安全な米づくりを推進します。園芸作物は、きゅうり、なす、秋冬ニラ、長ネギ、果樹は、もも、りんご、特用林産物は、しいたけ、たらの芽、ふきのとう、うどを主な振興作物として位置づけ、安心安全な農作物の生産を推進し、生産体制の整備を支援します。

畜産は、資源循環型畜産を推進し、良質堆肥による有機農業の誘導を図ります。

(6) 地産地消の推進

農産物直売所を併設した2カ所の道の駅を機能拡充計画に基づき整備するとともに、有効に活用し、消費者ニーズの把握や農業者の所得の確保、販路の拡大などの支援に努めます。

(7) 食の安全性PR・情報発信

農産物の安全性について消費者へ正確な情報を発信し、風評の払拭に取り組みます。

また、産地の安全性を客観的に消費者へ説明できる第三者認証GAPの導入支援を進めます。

(8) 野生鳥獣対策の推進

地域住民や関係機関との連携により、野生鳥獣による農作物や林業の被害防止に努めます。

(9) 水産業の振興

関係機関との連携により、河川等の環境保全に努めるとともに、魚類種苗の継続的な放流により、漁場環境や水産資源の維持・保全に努めます。

主 な 事 業

主な事業	内 容
農地の多面的機能保全	中山間地域等直接支払、多面的機能支払 環境保全型農業直接支払
認定農業者の育成・確保 新規就農者の育成・確保 集落営農の推進 農業生産法人設立の支援	認定農業者の育成 新規就農者支援センターの運営
農作物の付加価値の向上	天栄長ネギ・天栄ヤーコン・天栄米・ミニ トマト天姫のブランド化推進
農作物の品質の向上	土壌分析 など
新たな地域特産品の創出	新規農作物栽培実証事業
道の駅を拠点した地産地消の 推進	道の駅季の里天栄の拡充
消費者に対する産地の安全性 の確保	第三者認証GAP導入支援
道の駅を中心とした地域活性 化の推進	道の駅機能拡充
農産物と農地の保全	鳥獣被害防止対策 など



めざす姿

豊かな森林資源を次世代に引き継ぎ、森林のもつ多面的な機能が発揮されるように、計画的な森林整備や森林の有効利用をめざします。

主な取り組み

(1) 計画的な森林の整備

森林の有する多面的機能を保全するため、特に発揮することが期待される機能に応じて実施する適切な森林施業を支援するとともに、森林資源の保全・育成するための作業道等を整備し、作業効率の向上を図ります。

(2) 森林施業の充実

長期的展望に立った保育・間伐を推進するとともに、森林施業の合理化を図るため、森林組合委託事業の推進と協業体の育成により実行体制の整備を図ります。

(3) 森林の活用とふれあいの促進

公共施設等で木材活用を促進します。また、学校と連携し、森林の有する多面的機能に関心を高めてもらうため、森林環境学習の取り組みを推進します。

主な事業

主な事業	内 容
森林環境整備	森林組合が実施する森林整備の補助 など
森林再生	原発事故により停滞している森林整備の促進

3 2

地域経済活性化の促進

現状と課題

定住を促進し、若者の定着を図るためにも、雇用の確保や創出につながる地域特性を生かした産業振興に努めていく必要があります。

新型コロナウイルスにより、全国的に景気の低迷が続き、経営環境の厳しさが増えています。

本村の工業は、ハイテク大山工業団地への企業立地も進み、新規企業立地を促進する一方で、村内の事業所が引き続き村内での企業活動が継続されるよう、経営安定や事業拡大に向けて支援していく必要があります。

同時に、観光や田舎暮らしを楽しみながら仕事をするのできる「ワーケーション」や「テレワーク」の実現に向け、サテライトオフィス^{*1}等の整備を促進していく必要があります。

村内に雇用が確保されるよう、誘致企業などに協力を求め、村内就職率を高めていく必要があります。また、地域特性を生かした産業振興として村内で生産される農林産物を素材とした新商品の開発を農商工連携のもとに行うなど、雇用の創出に努めていく必要があります。

商業は近隣都市郊外への大型店の進出などにより、購買力の多くは村外へと流出しているのが現状です。

こうした現状に加え、事業者の高齢化や景気の低迷から商店数の減少が続いています。道の駅の機能を充実させるなどの地域密着型商業について進めていく必要があります。

工業の推移



資料：工業統計調査、経済センサス

^{*1} サテライトオフィス：都市部にある本拠から郊外や地方におかれたオフィス。通信設備を備え、勤務者は遠隔勤務ができる

基本施策1 企業誘致による雇用の確保



めざす姿

企業誘致により多様な働き方が選択でき、安定した雇用の確保をめざします。

主な取り組み

(1) 企業の誘致

ハイテク大山工業団地への企業誘致のための条件を整備しながら、企業立地を推進します。また、意欲ある起業者への支援を行います。

また、社会のデジタル変革をとらえ、村内施設のビジネスオフィスやコワーキングスペース^{*1}などへの活用と企業誘致について検討します。

(2) 村内雇用の確保

企業誘致促進のための諸制度を検討し、村内の雇用確保を図る一方、村内企業の雇用拡大を支援します。また、村民の村内事業所への就業を促進するため、求人情報の提供等に努めます。

主な事業

主な事業	内容
企業誘致の推進	企業誘致活動 村内施設のビジネスオフィス等への活用
雇用の確保	ハローワークと連携した求人情報の提供

^{*1} コワーキングスペース：会議室、打合せスペースを共有しながら、仕事をするスタイルのオフィススペースのこと

基本施策2 活力ある商工業の振興



めざす姿

異業種間の交流・連携による新たな商品の開発など、地域産業の活性化や雇用の創出を図るとともに、産業構造の変化に対応した経営安定への支援や新たなサービスの創出も図りながら、地域産業の活性化をめざします。

主な取り組み

(1) 農業と商工業との連携強化

村内の地域資源を活用した農業と商工業との連携を図り、異業種間交流による新たな商品開発の支援に努め、消費者ニーズに即した特色ある地域産業の育成、振興を図ります。

(2) 新規創業の促進

意欲ある女性や若者等の起業を促進するため、関係機関と連携してサポート体制を構築します。

(3) 商業の活性化

道の駅の機能拡充により、商業・サービス機能の充実を図るとともに、商工会による「プレミアム商品券」の発行や「天栄村サポーター会員」の募集による村産品の提供・PR、ふるさと納税制度の返礼品の活用などにより、地域経済の活性化を図ります。

(4) 商工会への支援

商工会など関係団体の支援に努め、村内企業の経営安定と育成・支援を図ります。
また、村民自身による生活支援サービスの起業を支援するため、商工会と連携し、相談やセミナー、国・県の支援制度の案内等を図ります。

主な事業

主な事業	内容
経営安定化の支援	中小商工業者への利子助成 など
商工団体への支援	商工会指導活動の補助
地域経済の活性化	道の駅の機能拡充、天栄村サポーター事業 プレミアム商品券発行補助 ふるさと納税制度の返礼品の活用



地域資源を活用した観光の振興

現状と課題

村内には、森林、湖、河川など自然環境の豊かさ、温泉、景観、農村・農業などさまざまな資源があります。

東京電力福島第一原子力発電所事故により、大きなダメージを負った観光ですが、首都圏等における風評払拭や誘客キャラバンにより、村内への観光入込客数は次第に回復しつつありました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用により、不要不急の外出・移動の自粛、時短営業の要請がなされるなど、村内の観光事業者にとって、未だかつてない厳しい経営状況となっています。国の「Go To トラベルキャンペーン」や県の「県民割」、村の「泊まってエールキャンペーン」、各種支援金や助成制度の拡充など様々な支援策が講じられてきていますが、変異株による感染再拡大の懸念もあり、今後も予断を許さない状況にあることから、今後も、継続して事業者への支援策を講じていく必要があります。

羽鳥湖周辺は大きな集客力をもっており、羽鳥湖畔のサイクリングロードやオートキャンプ場などの観光施設を活用した健康ウオークなど、イベントの充実に取り組み、体験・交流観光を推進しています。

また、地域のイメージアップに向け、村マスコットキャラクター「ふたまたぎつね」の活用等によるPR活動を行っています。

観光ニーズは見る観光から、体験・体感する観光へと移行しつつあります。そうした中、全国各地で自然学習や自然体験、自然や生活文化を活かしたエコツーリズム、農村・農業資源を生かしたグリーンツーリズムなどが盛んになっています。

本村においても自然環境や歴史文化、温泉等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある食や体験・交流プログラムの開発など、地元主導による体験交流型観光への積極的な取り組みが必要となっています。

県立自然公園の活用、森林セラピーやスポーツによる自然との交流、グリーンツーリズムなどの地域の特性を活かしたエコツーリズムなど、より多くの人々が自然とかわりあい、楽しむことができるよう、魅力ある空間づくりに努めていくことが必要となっています。

また、温泉については、平成28年に環境省から二岐・岩瀬湯本・天栄温泉が「国民保養温泉地」の指定を受けました。今後は、温泉の良さを再認識し、美容・健康に良い泉質、入浴方法など、温泉の効能を活かした新活用を支援していく必要があります。

観光客誘客のためインターネットやSNS、道の駅等、あらゆる手段を活用した効果的な情報発信に努めていく必要があります。また、村民一人ひとりの情報発信力を向上や、さまざまなマスメディアによる本村の魅力を発信する機会を広く創出する必要があります。

新型コロナウイルスの感染拡大により、訪日外国人旅行者の制限がされていますが、アフターコロナを見据え、インバウンド観光も進めていくことが必要です。



めざす姿

観光ニーズの多様化に対応し、体験・交流型観光プログラムの提供など地域の観光資源を最大限に活かし、観光誘客の拡大をめざします。

主な取り組み

(1) 体験・交流型観光の推進

地域資源を最大限活かした体験観光プログラムづくりや、グリーンツーリズムを推進します。また、村観光協会の機能強化など、観光、農業、商工業事業者が連携した農商工一体となった観光推進のための新たな組織づくりを図り、着地型旅行商品づくりに向けた各種ツーリズムを担う人材の育成、受入れ体制の整備、一元的な情報発信など総合的な施策展開を図ります。

(2) 地域特性を生かした誘客の促進

観光資源を磨き、村マスコットキャラクター「ふたまたぎつね」等によるPR活動などとともに、村民のレクリエーションにも寄与するよう、季節に合わせたイベント開催や体験交流型観光を推進することにより観光誘客を図ります。

また、地元ならではの「天栄長ネギ」「天栄ヤーコン」「天栄米」「天栄マカ」などを活かした食と観光の連携による地域の活性化も検討していきます。

(3) 受入れ体制の整備

観光客の誰もが楽しむことができるよう、おもてなしの心を醸成するとともに、主要施設へのフリーWi-Fiの整備、観光関連施設・設備のバリアフリー化や案内看板などの充実を図ります。また、道の駅の観光資源としての機能拡充について検討します。

(4) 情報発信の充実

観光協会及び地域おこし協力隊等によるホームページ・Facebookの充実やプロモーションビデオの制作等に取り組み、インターネット、SNSの活用、情報発信において大きな影響力を持つインフルエンサーによる情報発信を図ります。

また、教育旅行やロケ地利用などの誘致を推進します。

(5) 広域観光の推進

周辺地域と連携し、観光客が一定期間滞在して周遊できるような広域観光ルートづくりや、福島空港・新幹線駅などの交通拠点からの交通アクセス環境づくりを促進します。

(6) インバウンド^{*1}観光の推進

地域観光施設を活かした訪日外国人等の新たな誘客の受け入れを検討し、交流人口拡大による新たな地域活性化対策も検討します。

主 な 事 業

主な事業	内 容
体験交流ツーリズムの推進	支援体制の強化
観光協会の機能強化	観光協会への助成、新たな組織づくり
イベントの充実	S N Sによる情報発信 など
観光客の誘客	マスコットキャラクター等による観光P R 教育旅行キャラバンの実施
インバウンド観光の推進	訪日外国人等の受け入れ体制の整備

^{*1} インバウンド：外国人が訪れてくる旅行のこと

基本施策2 地域の特徴を生かした都市交流



めざす姿

村民が自分の住んでいる村に対する誇りと愛着を持ち、観光客に対しておもてなしの心で、交流を深めることをめざします。

主な取り組み

(1) 交流できる環境整備

道の駅を交流の拠点として位置づけ、環境整備を図るとともに、体験・交流型観光を推進する中で、地域住民と観光客が交流できる機会を創出します。

また、福島空港を利用した国際交流の推進を図ります。

(2) 村民と都市住民との相互交流

村民と都市住民との相互交流につながるよう、子どもたちを通して都市交流について検討します。

また、県内の自治体や広域連携中枢都市圏内での交流を促進し、村の良さを体験させることでリピーターを増やします。

主な事業

主な事業	内容
交流環境の整備	天栄村サポーター事業の充実・拡大 交流体制づくりの強化 天栄ファンクラブの充実・拡大

基本施策3 積極的な村の魅力発信



めざす姿

本村の持つ地域資源が村づくりに活かされ、村の魅力を情報発信し、本村に住む人、訪れる人が増え、村全体がさまざまな形で活性化し、賑わいのある村につながることをめざします。

主な取り組み

(1) 魅力ある村づくりの推進

村民が自信と誇りを持っていきいきと暮らし、他の地域の人たちも「行ってみたい」と思ってもらえる「住んでよし、訪れてよし」の魅力ある村づくりを推進します。

(2) 天栄らしい魅力の創出

環境王国認定市町村第1号として指定を受けた本村は、「森と湖といで湯の里」として多くの自然に恵まれています。その魅力を多くの人に体感してもらうことができるよう、体験・交流型観光を推進し、新たな魅力を創り出します。

(3) 天栄の魅力を伝えるコンテンツの制作

天栄の魅力を多くの人に知ってもらい、関心や興味を持ってもらうため、観光協会などと連携してインターネットでの動画配信など情報発信の強化に努めます。

主な事業

主な事業	内容
積極的な天栄村の発信	SNS等による地域の情報発信 マスコットキャラクターによる発信 など
コンテンツの制作	プロモーション動画による発信

第4章

みんなで心豊かな人づくり (教育文化分野)

4 1

子どもたちの生き抜く力を育む環境整備

現状と課題

社会経済情勢の大きな変化の中で、次代を担う子どもたちが社会に柔軟に対応できる「生き抜く力」を身につけることができるよう、地域に根ざした魅力ある天栄の教育「保護者が行かせたい学校、子どもが行きたい学校」を推進していく必要があります。

本村では、少人数指導がしっかりできるという小規模校のメリットを生かしながら、授業の工夫や各学校間、家庭との連携などにより、信頼される学校教育の確立に努めています。児童生徒の学力向上や規範意識の醸成、郷土愛の育成と体験学習などを推進するとともに、体験的な英語学習などを通して、特色ある天栄の教育を推進しています。

また、今後は、国が示すGIGAスクール構想の実現に向けた取り組みを一層進め、遠隔学習の強化、ICTを最大限に活用した個別最適な学びや英語教育の充実と交流活動等による地域教育力を生かした取り組みが必要となっています。

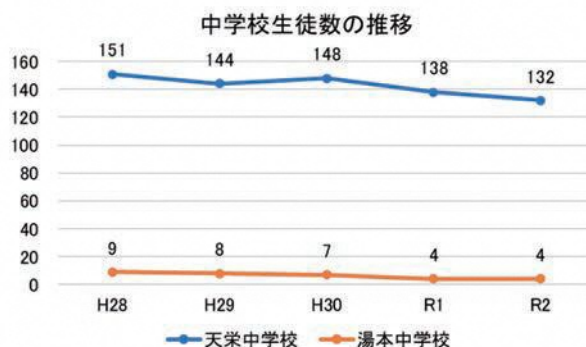
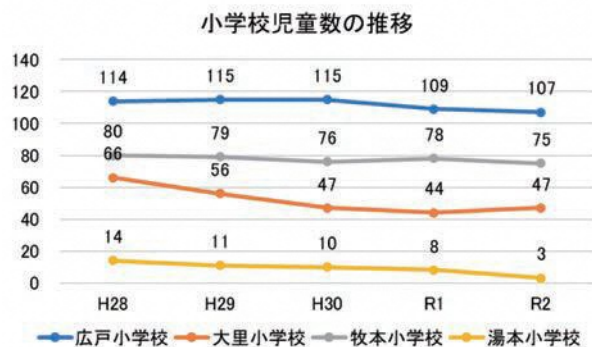
さらに、学びの場における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図ることが求められております。

小学校の統合については、少子化が進み、各小学校の児童数が減少しており、同学年の児童が一桁のクラスも出てきていることから、早い時期での統合を進めていく必要があります。

児童、生徒の教育水準の維持・向上に向けICTを活用した授業や、学校・家庭・地域が一体となった教育の推進、幼・小・中一貫教育の実現と、それを支えるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）が重要となります。

また、英語教育の重要性が叫ばれている中、これまでの体験的な英語学習をさらに発展させ、村ぐるみで「英語の村てんえい」に向けた取り組みが求められます。

今後、地域の実情や村の活性化、地域コミュニティ等を総合的に考慮し、天栄ならではの特色ある教育に対応していくことが必要です。



資料：教育委員会

基本施策1 少子化への対応



めざす姿

小中学校の存続と教育水準の向上が図られるよう、学校・家庭・地域の連携のもと、少人数の良さを活かした教育をめざします。

主な取り組み

(1) 少人数教育の推進

少人数の良さを活かしたきめ細かな指導とともに、少人数のデメリットを解消し、教育水準の向上を図るため、ICTを活用した授業や幼・小・中一貫教育などを推進します。

(2) 学校・家庭・地域の連携

地域学校協働活動事業の推進、コミュニティ・スクールの充実を図り、学校・家庭・地域相互の連携・協働を推進し、地域全体で将来を担う子ども達の育成に取り組みます。

(3) 教育環境の充実

次代を担う小学生児童の良質な教育環境の充実は、村の活性化や地域コミュニティを維持していくうえで大変重要です。少子化により児童数が減少している村内小学校の統合を進めます。

(4) 保護者への支援

児童生徒の通学補助、高等学校に通うための生活準備金、一人暮らしで頑張っている高校生に対する支援などに努めます。

主な事業

主な事業	内容
ICTの活用	学習環境の整備、情報活用能力の向上
幼・小・中一貫教育の推進	幼・小・中連携による教育の推進
学校・家庭・地域の連携	地域学校協働活動事業の推進 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の充実
小学校の統合	広戸・大里・牧本小学校の統合 新校舎の建設

基本施策2 つなぐ教育の充実



めざす姿

子ども自身が、過去から現在、そして未来へと続く自分を見つめながら、自分らしい生き方を実現できるようにするため、学校・幼稚園間の教職員や園児・児童・生徒の交流を図り、学校・家庭・地域の人々の力をつないで教育力を高める「つなぐ教育」の充実をめざします。

主な取り組み

(1) 確かな学力の向上

幼・小・中連携による確かな学力の定着を図るため、主体的・対話的な学びの推進や家庭学習の習慣化、コミュニケーション能力の向上など、幼・小・中一貫教育の推進を図ります。

(2) 豊かな心の育成

児童生徒の規範意識を育むとともに、やさしさや思いやりの心を育てるよう家庭・地域と連携した人権教育や道徳教育を進めます。

(3) 健やかな体の育成

心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、運動習慣の定着や生活習慣の改善、学校・家庭・地域の連携による食育を推進します。

(4) ふるさと教育の推進

地域の「ひと・もの・こと」に関する体験学習を通じて、積極的に様々なことに取り組み、協働して課題を解決できるキャリア教育を充実させ、愛村心を育む「ふるさと教育」の推進を図ります。

(5) いじめ、不登校への対応

いじめや不登校などに対応するため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど学校支援体制の充実を図ります。

主な事業

主な事業	内容
指導体制の充実	教職員研修の充実、つなぐ教育の推進
豊かな心の育成	学校・家庭・地域と連携した人権・道徳教育の推進
ふるさと教育の推進	キャリア教育・体験学習の充実
いじめ、不登校への対応	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの支援の充実

基本施策3 英語教育（英語の村てんえい）の推進



めざす姿

「英語が好き」、「英語で話したい」子どもの育成を通して、英会話能力・コミュニケーション能力を育成するとともに、英語を通して学校・家庭・地域が一体となって「英語の村てんえい」に取り組み、村の活性化をめざします。

主な取り組み

(1) 英語体験学習の推進

英語指導助手の配置や教員の英語指導力向上研修の充実、ICTを活用した英語体験学習など、英語に触れて興味を持たせる学習を推進するため、環境整備と英語活動・教育の向上に努めます。

(2) 英語検定の取得支援

中学校在学中にすべての生徒が英検3級取得をめざし、英語力向上に向けた意識や意欲向上を促進するため、小学生から中学生までの検定に係る費用等の支援に努めます。

(3) 「英語の村てんえい」の実現

学校のみならず、家庭・地域が一体的となり、英語学習に伴う環境整備の充実を図るとともに、「英語の村てんえい」の実現をめざし、英語活動を推進していくことによる魅力ある村づくりに努めます。

主な事業

主な事業	内容
幼少期からの英語体験	異文化体験事業、英語での交流体験 ICTを活用した英語体験学習の推進 子どもから大人まで各年代を対象とした英会話教室の開催
英検（3級）取得支援	英語検定受検料の助成



めざす姿

一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）の実現をめざします。

主な取り組み

(1) 相談・支援体制の充実

発育や発達に不安のある幼児、児童生徒に対し、関係機関との連携による相談・支援体制を充実させます。

(2) 学習環境の整備

障がいのある幼児、児童生徒一人ひとりが持つ力を高め、学習意欲や成果の向上を図るため、特別支援教育支援員の配置・研修の充実など、的確な就学指導に努めます。

主な事業

主な事業	内容
支援体制の充実	特別支援教育支援員の配置と研修 相談の充実



誰もが夢を持てる生涯学習社会

現状と課題

社会経済情勢が大きく変化し、地方分権が高まりを見せる中、村では、行政と村民の協働の村づくりに取り組んでいます。これからの村づくりには村民一人ひとりの役割が大きくなることが想定され、将来を担う多彩な人づくりが求められています。

村では、村民一人「1学習・1ボランティア・1スポーツ」を推進していますが、村民の生涯学習への意欲を高めることにつながる支え合い、助け合いの協働の村づくりを意識した取り組みが必要となっています。

生涯学習に関する幅広い情報提供を行うとともに、学んだことを地域で生かすことができるよう、場や機会の提供に努め、村民の力を活かす仕組みづくりが求められています。

生涯学習活動の拠点として利用されている生涯学習センターは、村民からの多様な生涯学習のニーズに応えるとともに、学ぶ楽しさを感じることでできる環境づくりに努めていく必要があります。

図書室については、学習活動の支援に努めていますが、今後も図書室が身近な施設となるよう情報発信機能の充実とともに、子ども読書活動の推進のため学校と連携していく必要があります。

スポーツ活動は、健康増進や生きがいづくりなどの面で大きな役割を果たすとともに、村民のお互いの交流を深める場としても重要な役割を果たしています。誰もが気軽に楽しめるスポーツ環境づくりを推進するため、体育協会・スポーツ推進委員・指導者、各スポーツ団体等の組織充実を図り、生涯スポーツの基盤づくりに努める必要があります。

総合農村運動広場や体育館、屋内運動場、屋内スポーツ運動場を生涯スポーツ振興の拠点として、施設整備の充実及び効果的な運営管理に努めるとともに、情報発信機能の充実が求められています。また、今後は豊かな自然環境を活かし、身近なウォーキング等の普及を図るなど、スポーツ活動による健康づくりを推進する必要があります。

基本施策1 生涯学習社会の実現



めざす姿

村民一人「1学習・1ボランティア・1スポーツ」の実現のため、子どもから高齢者までが生涯にわたって学習できる環境を整え、その成果が村づくりや地域活動に活かされることをめざします。

主な取り組み

(1) 生涯学習の推進

学習グループや団体を支援し、学習機会の拡充を図るとともに、生涯学習センターを村における学習の場、人づくり、村づくりの拠点として機能させます。

(2) 学習成果の活用

学習成果が地域活動へとつながり、地域活動で生まれた交流が新たな学習や活動に展開していく循環型の生涯学習を進めます。

(3) 「英語の村てんえい」の推進

すべての村民が英語に挑戦できる機会など、英語が学べる環境を整備することで、少子化を克服する教育戦略として取り組むとともに、天栄村国際交流協会との連携を図りながら、「英語の村てんえい」を推進します。

(4) 生涯学習環境の整備

生涯学習センターの運営充実のために、専門性を有する人材の育成を図るとともに、図書室については村民の生活、暮らし等に関する課題や悩みの解決につながるよう、地域の情報拠点化を図ります。

主な事業

主な事業	内容
生涯学習活動への支援	各種講座の開催
図書室の充実	図書の購入・更新
人材の育成	研修、社会教育主事の育成

基本施策2 青少年の健全育成の推進



めざす姿

学校・家庭・地域が連携し、次代を担う青少年が自らの能力や個性を発揮して、地域社会の一員として健やかに成長することをめざします。

主な取り組み

(1) 地域コミュニティの活性化

学校・家庭・地域が連携し、世代間の交流ふれあい等による地域コミュニティの活性化を図ります。

(2) 青少年の健全育成環境の確保

学校・家庭・地域が連携し、登下校時のパトロールなど青少年が安心して健全に育つ環境づくりに努めます。

(3) 青少年の体験活動の充実

社会体験活動、自然体験活動など、青少年の成長段階に応じたさまざまな体験活動ができる場や機会の提供に努めます。

主な事業

主な事業	内容
体験活動の充実	地域におけるボランティア活動などの各種体験型の講座開催

基本施策3 生涯スポーツの推進



めざす姿

体育協会、スポーツ推進委員、各スポーツ団体を中心にスポーツ施設を有効に活用しながら、誰もが気軽にスポーツ活動に参加でき、楽しむことのできる環境づくりをめざします。

主な取り組み

(1) スポーツ教室の拡充

各種スポーツ教室を拡充し、軽スポーツの普及などに努めます。

(2) 指導者の発掘と育成

体育協会やスポーツ推進委員と連携を図り、指導者の発掘と育成に努めます。

(3) スポーツ環境の整備

スポーツ施設の計画的な改修を進めるとともに、民間施設や村外施設の利用料の助成を行い、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりに努めます。

主な事業

主な事業	内容
生涯スポーツの拡大と充実	スポーツの普及・促進
指導者の育成	スポーツ推進委員の充実
スポーツ施設の利用助成	民間施設や村外施設の利用に係る費用助成



豊かな心を育むための文化振興

現状と課題

芸術文化は、心の豊かさや暮らしに潤いをもたらすものであり、芸術鑑賞や創作活動など、芸術文化活動を推進する必要があります。

芸術文化活動の発表の拠点となっている生涯学習センターやふるさと文化伝承館、湯本公民館の有効利用と村民の参加と企画の充実に取り組んでいく必要があります。

また、文化祭は、村民の芸術文化活動を一層活性化させる機会でもあります。

村内には縄文時代から江戸時代にかけての遺跡や古墳などの埋蔵文化財をはじめとする有形、無形の文化財が数多くある一方、各時代の歴史を背景に特色ある伝統的年中行事や民話が代々語り継がれてきました。

こうした貴重な歴史的遺産の保存・継承は、郷土への関心を高め、村民の連帯感を育むことにつながります。

自分たちが住んでいる地域について、村民自らが調べ直す「地元学」を村内全域に普及定着させることにより、これまでに途絶え、埋もれてしまった地域の生活文化などを再発見し、見直していく取り組みを続けていく必要があります。

基本施策1 芸術文化活動の振興



めざす姿

村民が芸術文化に触れる機会を増やし、芸術文化活動の活性化をめざします。

主な取り組み

(1) 芸術文化活動の振興

芸術文化団体の育成などにより、村民誰もが気軽に芸術文化に触れる機会を充実するとともに、指導者の育成・確保を進め、村民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります。

(2) 村民ニーズに対応した文化施設の運営

芸術文化の鑑賞の場であるとともに、練習や発表の場となる生涯学習センターやふるさと文化伝承館、湯本公民館について、村民ニーズに対応した運営を図ります。

(3) 交流機会の提供

文化祭など芸術文化活動の成果発表の機会を提供し、村民と来訪者の交流につなげます。

主な事業

主な事業	内容
芸術文化に触れる機会の提供	文化祭、芸能発表会、家庭劇場 など



めざす姿

先人が築き上げた多くの文化財などを保護・活用し、自らの暮らす村の郷土文化を理解するなど、愛着の持てる郷土づくりをめざします。

主な取り組み

(1) 郷土文化の継承

天栄山黄金太鼓など郷土芸能の保存・継承を図る一方、村の歴史をテーマとした公開講座や史跡を訪ねる会の活動などを通して郷土への理解を深め、郷土文化の継承を推進します。

(2) 文化財の保護・活用

文化財の保存と継承活動及び文化財保存団体の育成を図るとともに、すぐれた文化財については文化財指定を推進します。

(3) 地元学の推進

地元学などの手法により、古くからの伝承行事を若い世代に伝えるとともに、小中学校での授業との連携を進め、愛着のもてるふるさと天栄をめざします。

主な事業

主な事業	内容
文化財、民話の有効活用	ふるさと学び教室の実施、各種講座の開催

第 5 章

みんなで未来につなぐ村づくり (協働参画分野)

5 1

村民と行政の協働体制づくり

現状と課題

多様化する村民ニーズや地域特性に合わせた、きめ細かく柔軟なサービスを提供していくためには、村民と行政が共に考え、知恵を出し合う協働の体制づくりが重要となっています。

協働は、村民と行政が情報を共有することが前提となります。村民アンケート調査でも「行政への住民参加」の質問で、「行政情報を広報誌やインターネットのホームページでわかりやすく提供する」ことが重要であるとの回答が34.7%となっており、村民へのわかりやすくスピーディな広報活動が求められています。

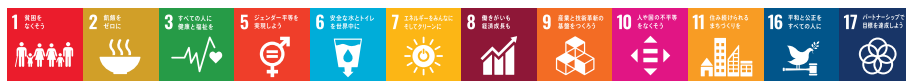
また、住民自治の基礎的組織として21の行政区がその役割を担っていますが、人口減少により新規加入が進まない状況に加え、高齢化によって自治会の活動が続けられない世帯も増加しています。大規模災害が発生した場合、地域での共助が必要となるだけに、地域の実情を踏まえ、コミュニティ活動を活発化させることができる支援が必要となっています。

21世紀は人権の世紀と言われます。しかしながら学校や職場内でのいじめ、インターネットを悪用した人権侵害、児童虐待、配偶者等からの暴力など、人権に関する問題はなくなりません。

一方、地域、職場、家庭において、対等なパートナーとして性別に関わりなく共に社会参画し、それぞれが持つ個性と能力を発揮していくことが求められています。

国においては、平成28年4月に女性活躍推進法が施行され、男性も女性も仕事と生活を両立して、ライフステージに応じた働き方をめざした取り組みが各地で進みつつあります。

基本施策1 村民との協働による地域づくり



めざす姿

村民、行政がそれぞれの役割に応じて行う協働の村づくりにより、地域活性化や課題解決に向けた取り組みを地域全体でめざします。

主な取り組み

(1) 情報共有化の推進

広報活動の充実を図ることにより、協働の理念を周知しつつ村づくりに関する情報を適切な時期に発信し、関心を高め、情報の共有化を進めながら実践へとつないでいきます。

(2) 村民意見の把握

村民ニーズや地域特性を踏まえたきめ細かなサービスを提供していくため、あらゆる世代からの意見、要望が把握できるような仕組みづくりの充実を図ります。

(3) 協働事業の推進

行政区協働の里づくり事業の充実など、新たな協働事業の企画・運営等への村民の参画・協働の意識の高揚に努めます。また、協働推進のための人材育成を図ります。

(4) 地域コミュニティ活動の支援

行政区を中心とした高齢者の見守り、子どもの健全育成、防犯・防災など地域の特性に合わせて行われる地域コミュニティ活動を積極的に支援します。

(5) 外部人材の活用

地域おこし協力隊等の地元定着を促進するとともに、各産業や地域が求める人材の誘致に努めます。

主な事業

主な事業	内容
情報共有化の推進	広報誌・ホームページの内容の充実 SNSによる情報発信 など
村民の参画・協働の推進	協働の里づくり事業、行政区イベント事業 など
協働推進のための人材育成	人材バンクの活用 村づくりのリーダーの養成 など
外部人材の活用	地域おこし協力隊等の定着



めざす姿

村民一人ひとりの人権が尊重され、男女が性別にかかわらず、その能力や個性が十分に発揮できる社会をめざします。

主な取り組み

(1) 人権啓発活動の推進

村民一人ひとりの人権意識を高めていくため、人権擁護委員等と連携し、学校・家庭・地域など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発活動を推進します。特に学校の中での子どもたちの人間関係の形成に有効となる支援を継続して実施していきます。

(2) 男女平等の意識づくり

社会制度、慣習の背景となっている固定的な役割分担意識を解消するため、広報・啓発活動、学習機会の提供などを行います。

(3) 相談体制の充実

多様化、複雑化する人権問題に対応するため、庁内関係部署や人権擁護委員、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

(4) 男女共同参画の推進

職場や地域、家庭での男女共同参画を推進します。

主な事業

主な事業	内容
人権意識の高揚	人権教室・人権の花運動等による啓発の推進
人権相談体制の充実	人権擁護委員による特設人権相談所の開設

基本施策3 女性が活躍しやすい環境整備



めざす姿

一人ひとりの女性が自らの希望に応じてさまざまな分野で活躍することができる村をめざします。

主な取り組み

(1) ワーク・ライフ・バランスの充実

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、男女が共に協力し、家事、子育て、介護に参画できるよう村内企業への啓蒙を推進するなど、働き方の見直しを促進します。

(2) 女性の活躍の推進

女性の活躍を推進するため、地域活動及び再就職支援や起業のための支援など、関係機関やNPO団体等との連携のもと支援を図ります。

主な事業

主な事業	内容
ワーク・ライフ・バランスの推進	官民連携による余暇活動の推進
子育て環境の充実	保育機能の整備

5 2

実行力のある行財政運営と連携の推進

現状と課題

村民の行政に対するニーズが多様化する中で、従来の組織体制では解決が困難になる事案も多く、今後は組織が相互に連携しあい、横断的に機能する体制づくりの構築とともに、厳しい財政状況のもと財源を効率的に運用し、村民サービスの向上を目指し、行財政改革や適正な定員管理などに努めています。

今後においても、財政の厳しさが増す中で、効果的に政策を推進していく仕組みづくりや職員の意識改革を含めた人材育成の強化、事務事業の見直しなどを進め、持続的な行財政運営への取り組みが不可欠となっています。

デジタル変革（DX）に対応し、村民への新たな行政サービスとしてITを活用した行政手続き等のオンライン化や電子申請等を進め、さらなる地域情報化に努めていく必要があります。

また、インターネットを活用し、村のホームページやSNSなどにより祭事やイベント、地域特産品などの情報発信や村政に関する情報公開等、積極的に提供していくことが望まれます。

村民の生活や地域の経済活動が広域化する中で、公立岩瀬病院の運営、広域消防やごみ・し尿処理などの共同化に取り組んでいます。広域的なニーズは高まることが予想され、より広い分野での連携が求められます。

近年発生している災害、災害救助や支援物資の面で、隣接する自治体だけでなく緊急時に比較的短時間に支援の協力できる自治体との災害協定等が不可欠と考えられます。

基本施策1

健全で効率的な行財政運営の確立



めざす姿

多様化する村民ニーズや社会経済情勢の変化に対応できる体制を整備し、効率的で健全な行財政運営をめざします。

主な取り組み

(1) 組織体制づくり

村民の視点に立ち、わかりやすく、機能的で連携のとれた組織体制にするとともに、施策の重点化に応じた柔軟な人員配置により適正な定員管理に努めます。

(2) 事務事業の見直し

村民ニーズを的確に捉え、費用対効果を十分に勘案し、民間委託や指定管理者制度を活用するなど、事務事業の見直しを図ります。

(3) 職員の資質向上

多様化する村民ニーズに柔軟な対応ができるよう、職員の意識改革と能力を高めます。

また、能力や業績などに応じた人事評価を推進していきます。

(4) 健全な財政運営

中長期的な展望のもと、持続可能な財政運営に努めるとともに、自主財源の確保を図るため、企業誘致による税収の増加や税・公共料金の口座振替、コンビニ納付の推進など納付の利便性確保に努め、将来にわたり安定した行政運営に努めます。

(5) 公共施設等の総合的な管理

公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、今後、人口減少による公共施設等の利用需要の変化や財政負担状況を鑑みながら、長期的な視点を持って、公共施設の施設類型ごとの再編方針や維持更新費用を見込み、最適な配置の実現に努めます。

(6) デジタル変革 (DX) ^{※1} の推進

デジタル技術を活用した新たな行政サービスの提供や産業、福祉、医療などのさまざまな分野へのデジタル変革を推進していきます。

また、SNSやホームページ等の活用による情報発信に努めます。

主 な 事 業

主な事業	内 容
行財政改革の推進	事業の必要性・緊急性・廃止等を考慮した効果的な行財政運営
職員の意識改革・資質向上	職員研修の開催、研修機関の活用 自己啓発の推進 など
公共施設等の総合的な管理	維持管理、修繕等の計画的な実施 社会情勢の変化への対応 財政的負担の軽減、平準化
自主財源の確保	企業誘致や定住人口の促進 納税意識の啓蒙、徴収の効率化 コンビニ収納など納付しやすい環境の整備
デジタル変革 (DX) の推進	行政及び地域のデジタル変革(DX)の推進 SNSやホームページ等での積極的な情報発信 情報セキュリティ対策、個人情報保護

^{※1} デジタル変革 (DX (デジタルトランスフォーメーション)) : デジタル技術を活用して、人々の生活をより良いものへと変革すること

基本施策2

広域連携ネットワークの拡充



めざす姿

他自治体との連携による事務処理の共同化等により、効率的かつ効果的な行政サービスをめざします。

主な取り組み

(1) 広域行政の推進

多様化する村民ニーズに対応するため、周辺自治体との連携を、より緊密にした広域行政を推進します。

(2) 広域的連携の推進

広域行政はもちろん、連携可能な自治体との多様な枠組みによる地域の一体的な発展を図るため、既存の広域連携だけでなく拡大や新しい枠組みの連携なども視野に入れ、広域的な連携を推進します。

また、国・県との連携を強化し、村単独では対応できない課題の対応に努め、村の実情発信とともに要望活動を積極的に行います。

(3) 災害時における他自治体との連携

東日本大震災における体験を踏まえ、災害対応能力の向上を図るため、災害時における他自治体との連携を進めていきます。

主な事業

主な事業	内容
広域行政	須賀川地方広域消防組合、公立岩瀬病院 須賀川地方保健環境組合、郡山広域連携中枢都市圏 福島県後期高齢者医療広域連合
災害時における広域連携	郡山広域連携中枢都市圏 災害時協定締結

【参考】SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織で、地方自治の強化や地方分権の推進、地方自治体の能力向上を目的とするUCLG（United Cities and Local Governments：都市・自治体連合）では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を次のように示しています。

1 貧困をなくそう



1. 貧困をなくそう

自治体行政は、貧困で生活に苦しむ人々を支援するうえで最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。

2 飢餓をゼロに



2. 飢餓をゼロに

自治体は、土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産支援を行うことが可能です。そのためにも、適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。

3 すべての人に健康と福祉を



3. 全ての人に健康と福祉を

住民の健康維持は、自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も、住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。

4 質の高い教育をみんなに



4. 質の高い教育をみんなに

教育の中でも、特に義務教育等の初等教育においては、自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。

5 ジェンダー平等を実現しよう



5. ジェンダー平等を実現しよう

自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。

6 安全な水とトイレを世界中に



6. 安全な水とトイレを世界中に

安全で清潔な水へのアクセスは、住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は、自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省・再エネ対策を推進するのを支援するなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも、自治体の大きな役割といえます。

8 働きがいも経済成長も



8. 働きがいも経済成長も

自治体は、経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して、労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

自治体は、地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

10 人や国の不平等をなくそう



10. 人や国の不平等をなくそう

差別や偏見の解消を推進するうえでも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

11 住み続けられるまちづくりを



11. 住み続けられるまちづくりを

包括的で、安全・強靱で持続可能なまちづくりを進めることは、首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で、自治体行政の果たし得る役割は、ますます大きくなっています。

12 つくる責任
つかう責任



12. つくる責任つかう責任

環境負荷削減を進めるうえで、持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには、住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことで、自治体はこの流れを加速させることが可能です。

13 気候変動に
具体的な対策を



13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

14 海の豊かさを
守ろう



14. 海の豊かさを守ろう

海洋汚染の原因の8割は、陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

15 陸の豊かさ
も守ろう



15. 陸の豊かさも守ろう

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

16 平和と公正を
すべての人に



16. 平和と公正をすべての人に

平和で公正な社会をつくるうえでも、自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



17. パートナーシップで、目標を達成しよう

自治体は公的・民間セクター、住民、NGO・NPOなど多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していくうえで多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

【他計画との関連】

- 本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に定める「大綱」を兼ねるものとします。

資料編

1. アンケート調査の結果

I 調査の概要

1 調査の目的

第五次天栄村総合計画（後期基本計画）の策定にあたり、村民の意識や意向、ニーズを把握する基礎資料とするため実施した。

2 調査方法

- (1) 調査対象者 村内に住する満 16 歳以上の方
- (2) 標本数 1,000 人（住民基本台帳から無作為抽出）
- (3) 調査方法 郵送配布、回収
- (4) 調査期間 令和 3 年 7 月～令和 3 年 8 月

3 回収結果

有効回収数 455 票（45.5%）

調査結果の見方

- ①百分率は、四捨五入の関係で、合計が 100 にならない場合があります。
- ②回答が 2 つ以上ある場合（複数回答）、百分率の合計は 100 を超過します。
- ③問 1 の満足度、重要度については、加重平均値の算出を行っている。

算出方法は次のとおり

- A 「満足」・「重要」の回答者数
- B 「やや満足」・「まあまあ重要」の回答者数
- C 「どちらかといえば不満」・「あまり重要でない」の回答者数
- D 「不満」・「重要でない」の回答者数

$$\text{加重平均値} = \frac{(A \times 4 \text{点}) + (B \times 3 \text{点}) + (C \times 2 \text{点}) + (D \times 1 \text{点})}{A + B + C + D}$$

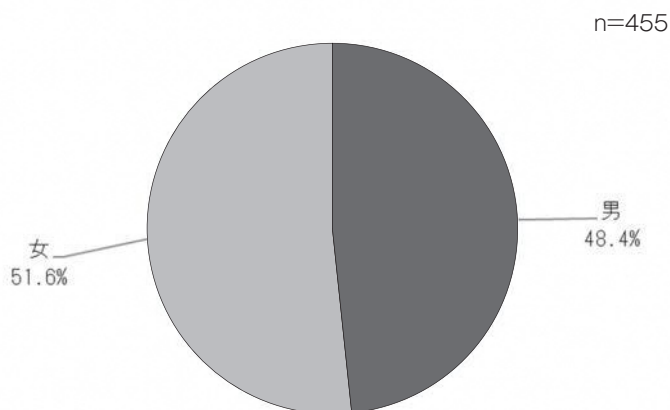
II 調査結果の分析

1. 回答者について

(1) 性別

ア. あなたの性別は

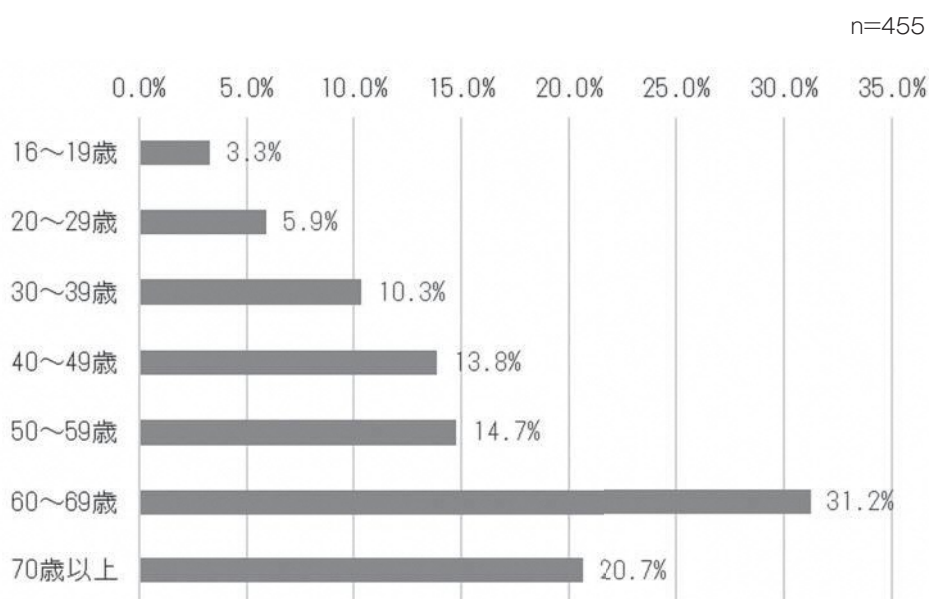
性別は、「男性」48.4%、「女性」51.6%となっている。



(2) 年齢

イ. あなたの年齢は

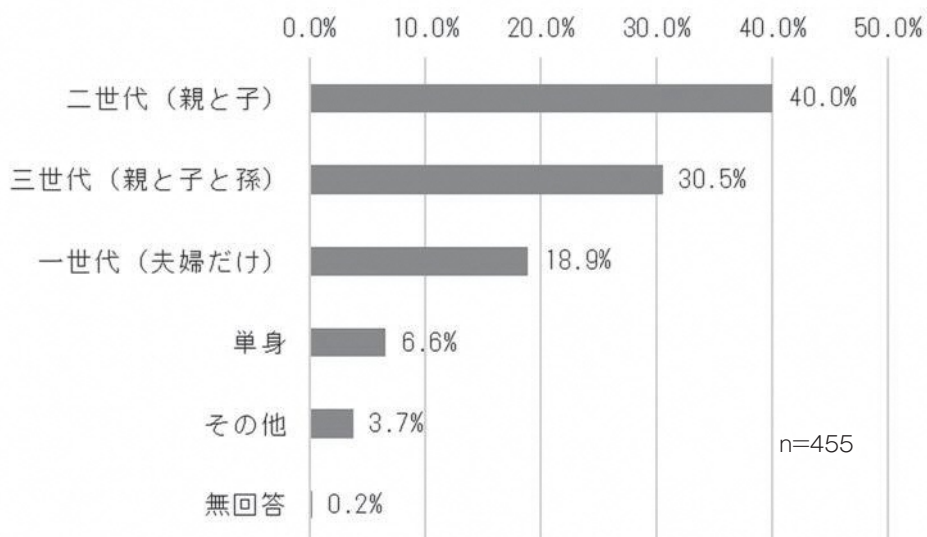
年齢は、「60歳代」が31.2%と最も多く、次いで「70歳以上」20.7%、「50歳代」14.7%の順になっている。



(3) 家族構成

ウ. あなたの家族構成は

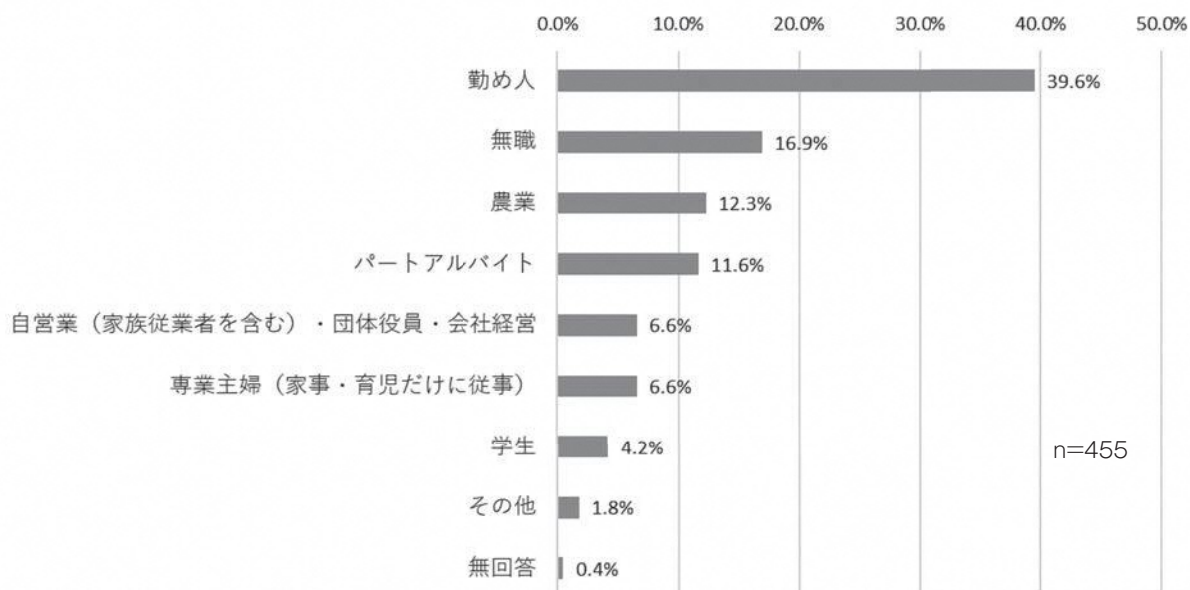
家族構成は、「二世代（親と子）」が40.0%と最も多く、次いで「三世代（親と子と孫）」30.5%、「一世代（夫婦だけ）」18.9%、「単身」6.6%、「その他」3.7%の順となっている。



(4) 職業

エ. あなたの職業は（兼業の方は主な職業についてのみお答えください）

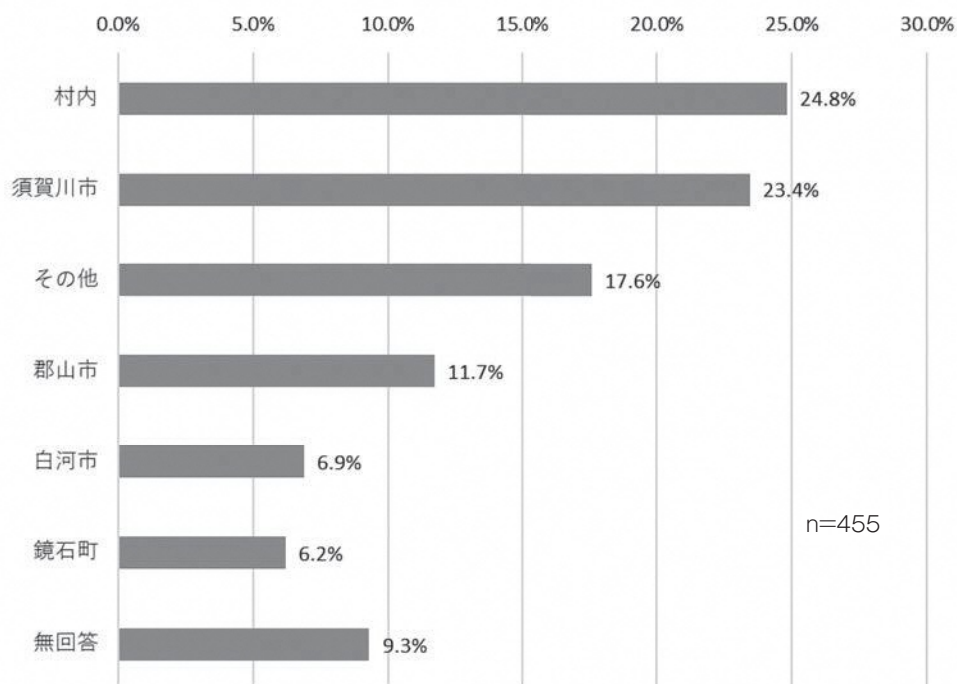
職業は「勤め人」が39.6%と約4割を占める。次いで「無職」16.9%、「農業」12.3%、「パートアルバイト」11.6%、「自営業（家族従事者を含む）・団体職員・会社経営」と「専業主婦（家事・育児だけに従事）」が同率で6.6%、「学生」4.2%の順になっている。



(5) 通勤・通学先

オ. 通勤・通学先は

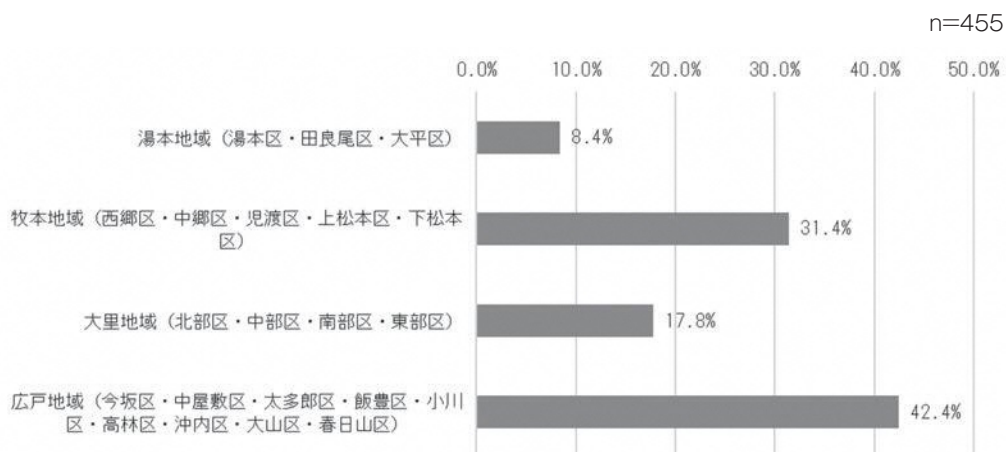
通勤・通学先は「村内」が24.8%、「須賀川市」が23.4%、「その他」が17.6%、「郡山市」が11.7%、「白河市」が6.9%、「鏡石町」が6.2%の順となっている。



(6) 居住地域

カ. あなたのお住まいは

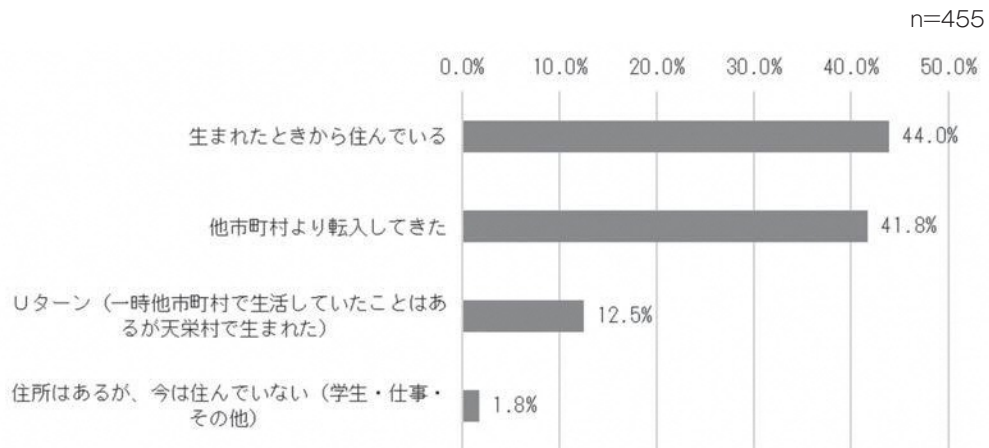
居住地域は、「広戸地区」が42.4%と4割を超える。次いで「牧本地区」31.4%、「大里地区」17.8%、「湯本地区」8.4%となっている。



(7) 居住歴

キ. あなたは天栄村にいつから住んでいますか

本村にいつから住んでいるかは、「生まれたときから住んでいる」が44.0%と半数近い。次いで、「他市町村より転入してきた」が41.8%「Uターン」が12.5%、「住所はあるが、今は住んでいない」は1.8%である。

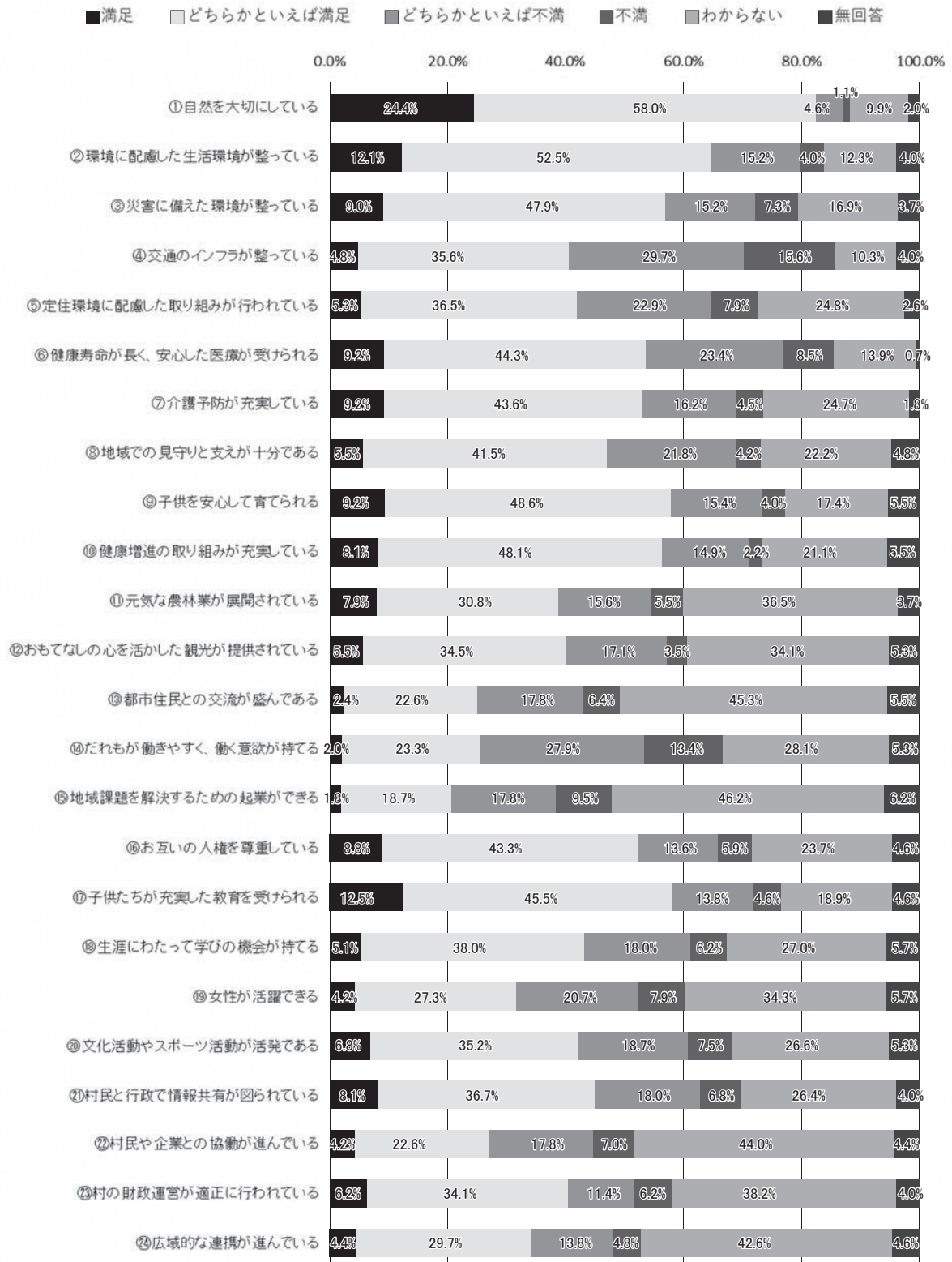


2. 村の取り組みに対する評価について

問1 天栄村では、次のような主な施策・事業に取り組んでいます。皆様のふだんの生活から見た満足度と、今後の天栄村の村づくりとしての重要度をどのようにお考えですか。該当するものをそれぞれ1つ選び、番号に○をつけてください。

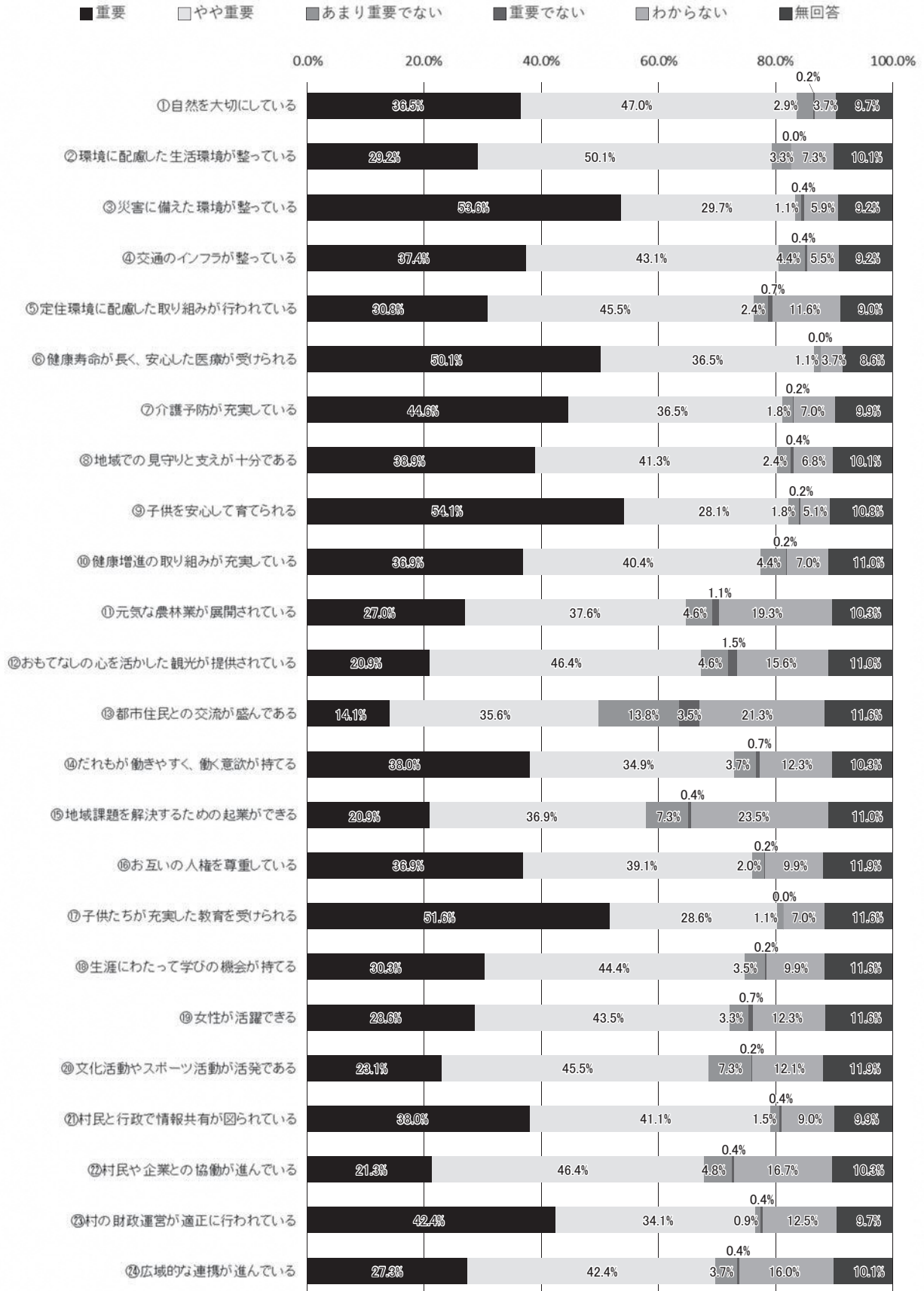
【満足度】

n=455



【重要度】

n=455



○満足度・重要度の割合

満足度調査において「満足」「やや満足」を『満足』と、「どちらかといえば不満」、「不満」を『不満』としてとらえた割合と、重要度調査において、「重要」、「まあまあ重要」を『重要』と、「どちらかといえば不満」、「不満」を『不満』としてとらえた割合を項目ごとにまとめたものです。

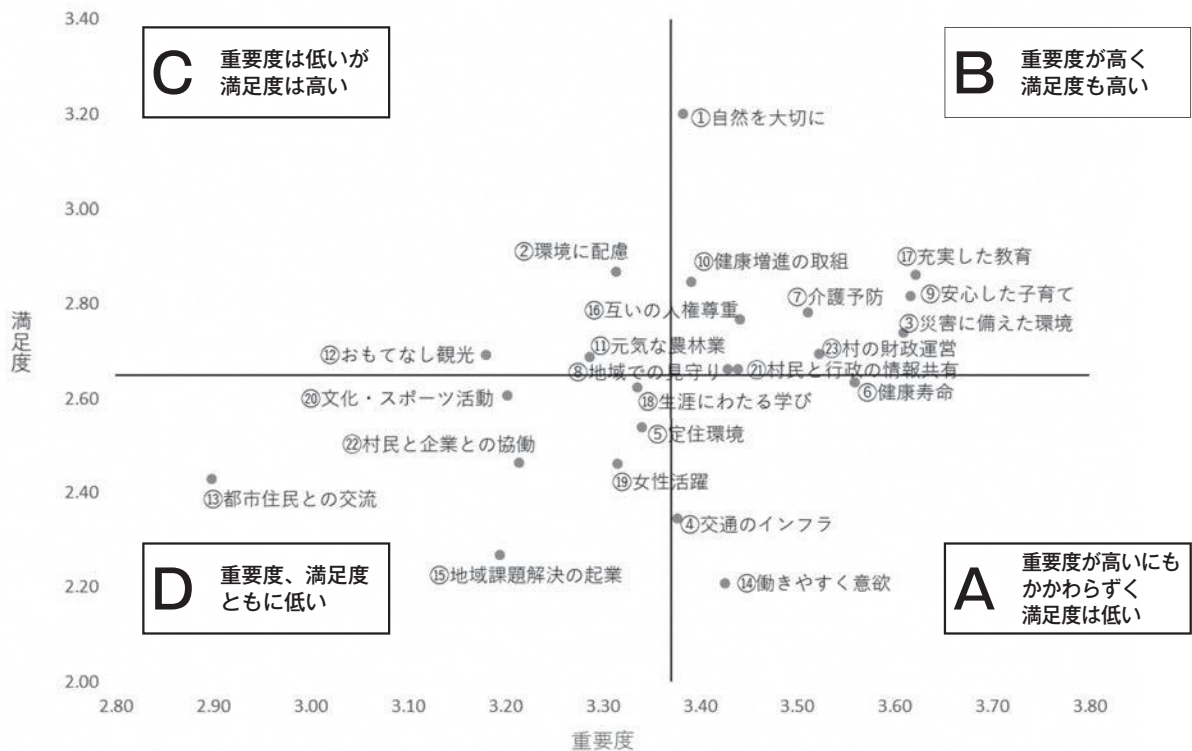
n=455：単位%

項目	満足度		重要度	
	満足	不満	重要	重要でない
1. 生活環境				
①自然を大切にしている	82.4%	5.7%	83.5%	3.1%
②環境に配慮した生活環境が整っている	64.6%	19.1%	79.3%	3.3%
③災害に備えた環境が整っている	56.9%	22.4%	83.3%	1.5%
④交通のインフラが整っている	40.4%	45.3%	80.4%	4.8%
⑤定住環境に配慮した取り組みが行われている	41.8%	30.8%	76.3%	3.1%
2. 健康・福祉				
⑥健康寿命が長く、安心した医療が受けられる	53.5%	31.9%	86.6%	1.1%
⑦介護予防が充実している	52.8%	20.7%	81.1%	2.0%
⑧地域での見守りと支えが十分である	47.0%	25.9%	80.2%	2.9%
⑨子供を安心して育てられる	57.8%	19.3%	82.2%	2.0%
⑩健康増進の取り組みが充実している	56.3%	17.1%	77.4%	4.6%
3. 産業				
⑪元気な農林業が展開されている	38.7%	21.1%	64.6%	5.7%
⑫おもてなしの心を活かした観光が提供されている	40.0%	20.7%	67.3%	6.2%
⑬都市住民との交流が盛んである	25.1%	24.2%	49.7%	17.4%
⑭だれもが働きやすく、働く意欲が持てる	25.3%	41.3%	73.0%	4.4%
⑮地域課題を解決するための起業ができる	20.4%	27.3%	57.8%	7.7%
4. 教育・文化				
⑯お互いの人権を尊重している	52.1%	19.6%	76.0%	2.2%
⑰子供たちが充実した教育を受けられる	58.0%	18.5%	80.2%	1.1%
⑱生涯にわたって学びの機会が持てる	43.1%	24.2%	74.7%	3.7%
⑲女性が活躍できる	31.4%	28.6%	72.1%	4.0%
⑳文化活動やスポーツ活動が活発である	42.0%	26.2%	68.6%	7.5%
5. 協働・行財政				
㉑村民と行政で情報共有が図られている	44.8%	24.8%	79.1%	2.0%
㉒村民や企業との協働が進んでいる	26.8%	24.8%	67.7%	5.3%
㉓村の財政運営が適正に行われている	40.2%	17.6%	76.5%	1.3%
㉔広域的な連携が進んでいる	34.1%	18.7%	69.7%	4.2%

○満足度・重要度の相関

満足度を縦軸に、重要度を横軸にとって24項目を相対的に評価するため、平均値（満足度平均値 2.65、重要度平均値 3.37）で、区切り、4つの領域に分類した。

【各施策の満足度と重要度 全体】



Aブロックに位置づけられた施策

重要度が高いにもかかわらず、満足度が低いAブロックに位置づけられた施策は、施策の重要性が広く村民に認識され、特に施策の推進や改善に対するニーズが高い項目と考えられる。優先度の高い施策として認識するとともに、従来の取り組みの方向について、検討を加え、改善していくことが求められる。

Bブロックに位置づけられた施策

重要度が高く、満足度も高いブロックに位置づけられた施策は、施策の重要性が十分に認識されているとともに、現在の取り組みにも満足している村民が多い項目と考えられる。本村の強みや魅力として、期待できる取り組みでもあるため、今後も現在の水準を維持し、取り組んでいくことが求められる。

Cブロックに位置づけられた施策

重要度が低く、満足度が高いCブロックに位置づけられた施策は、他の施策と比較して重要性の認識は低いものの、現在の取り組みには満足している項目と考えられる。今後も確実に取り組みの推進を図るとともに、施策の重要性についての認知を高めていくことが求められる。

Dブロックに位置づけられた施策

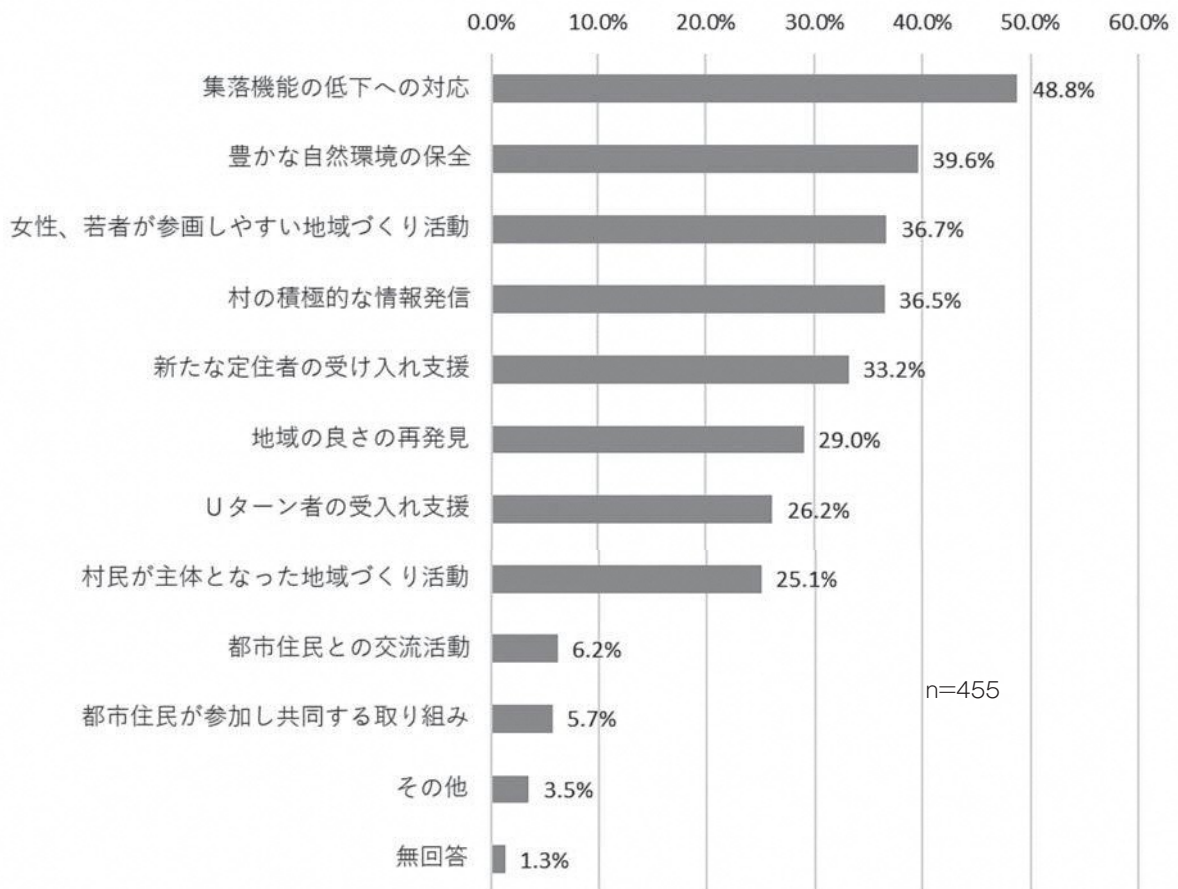
重要性が低く、満足度も低いDブロックに位置づけられた施策は、他の施策と比較して重要性の認識が低い項目と考えられる。施策の重要性に対する認知を高めるとともに、従来の取り組み方向の改善を検討することが求められる。

3. 村に住み続けていくために必要なこと

(1) 持続可能な社会づくりに必要なこと

問2 天栄村に住み続けることができるよう、持続可能（ある状態が保たれること）な地域社会をつくるためには、何が重要だと思いますか。3つまで選んでください。

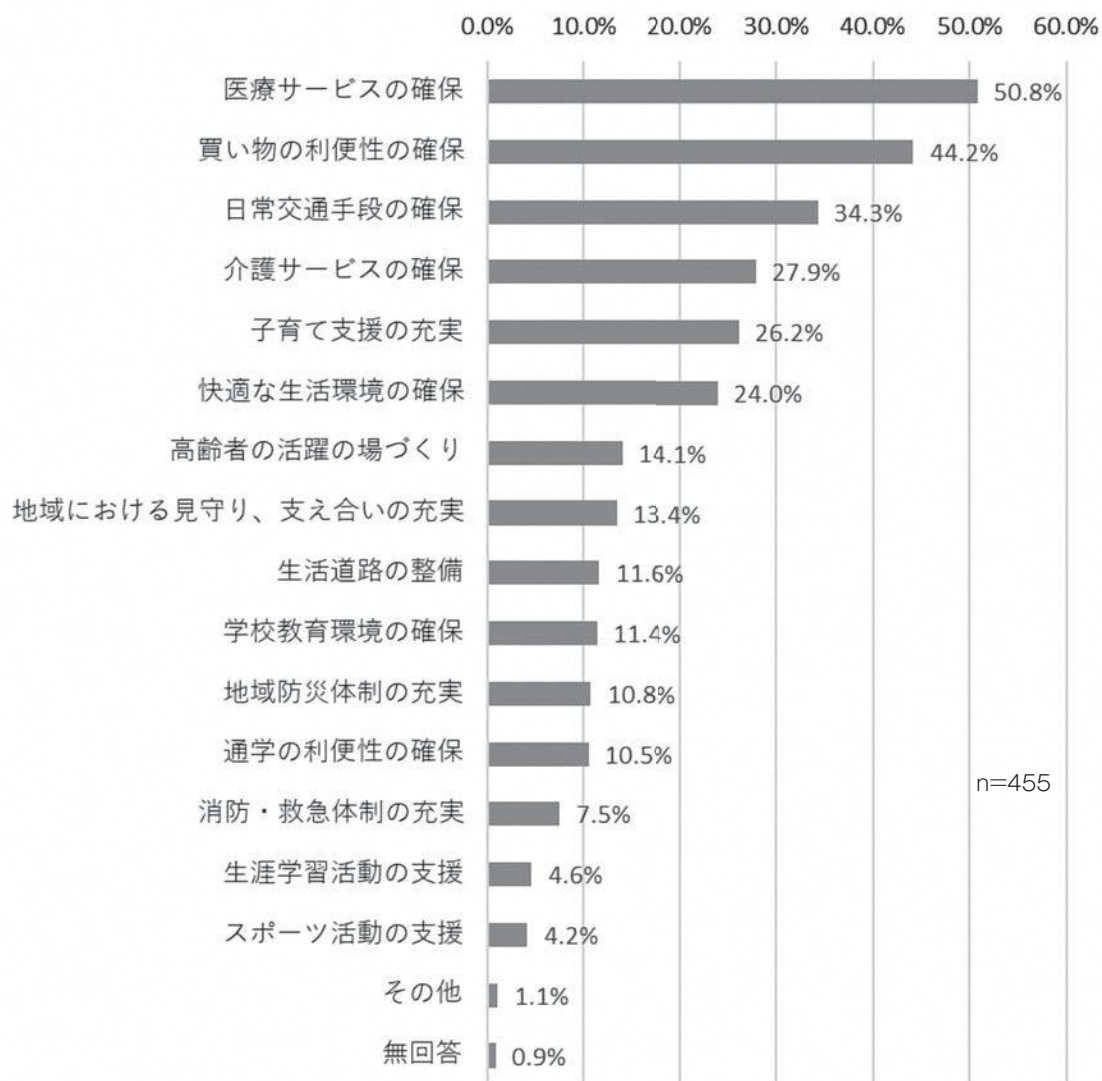
持続可能な地域社会づくりに必要なことは「集落機能の低下への対応」が48.8%と最も多く、次いで「豊かな自然環境の保全」39.6%、「女性、若者が参画しやすい地域づくり活動」36.7%、「村の積極的な情報発信」36.5%、「新たな定住者の受け入れ支援」33.2%、「地域の良さの再発見」29.0%などとなっている。



(2) 安心・安全な暮らしの確保に必要なこと

問3 天栄村に住み続けることができるよう、安心・安全な暮らしを確保するためには、何が重要だと思いますか。3つまで選んでください。

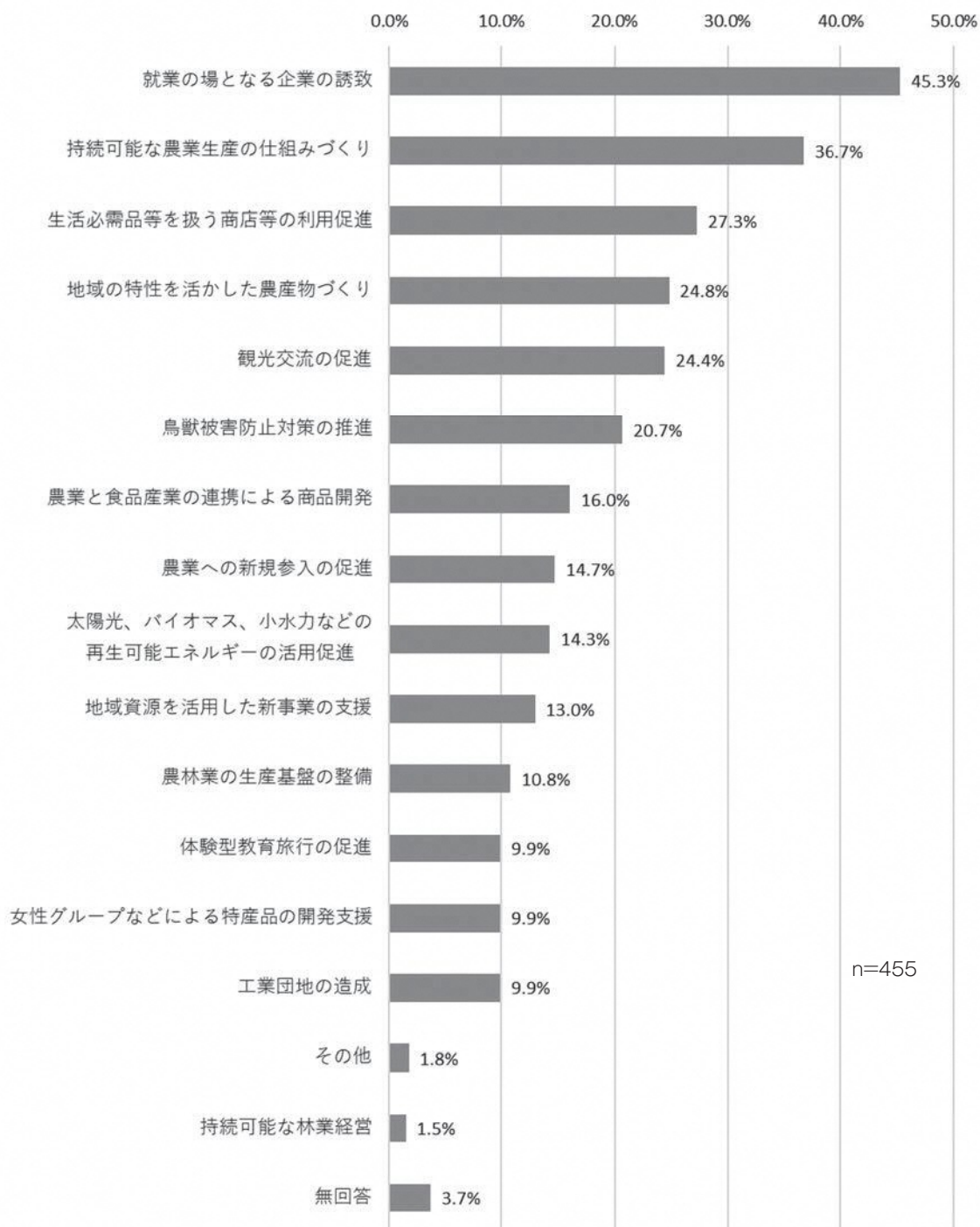
安心・安全な暮らしに必要なことは、「医療サービスの確保」が50.8%と半数を超え、次いで「買い物の利便性の確保」が44.2%、「日常交通手段の確保」34.3%、「介護サービスの確保」27.9%、「子育て支援の充実」26.2%などとなっている。



(3) 地域の産業振興に必要なこと

問4 天栄村に住み続けることができるよう、地域の産業の振興を図るためには、何が重要だと思いますか。3つまで選んでください。

地域の産業振興に必要なことは「就業の場となる企業の誘致」が45.3%と最も多く、「持続可能な農業生産の仕組みづくり」36.7%、「生活必需品を扱う商店等の利用促進」27.3%、「地域の特性を活かした農産物づくり」24.8%、「観光交流の促進」24.4%等となっている。

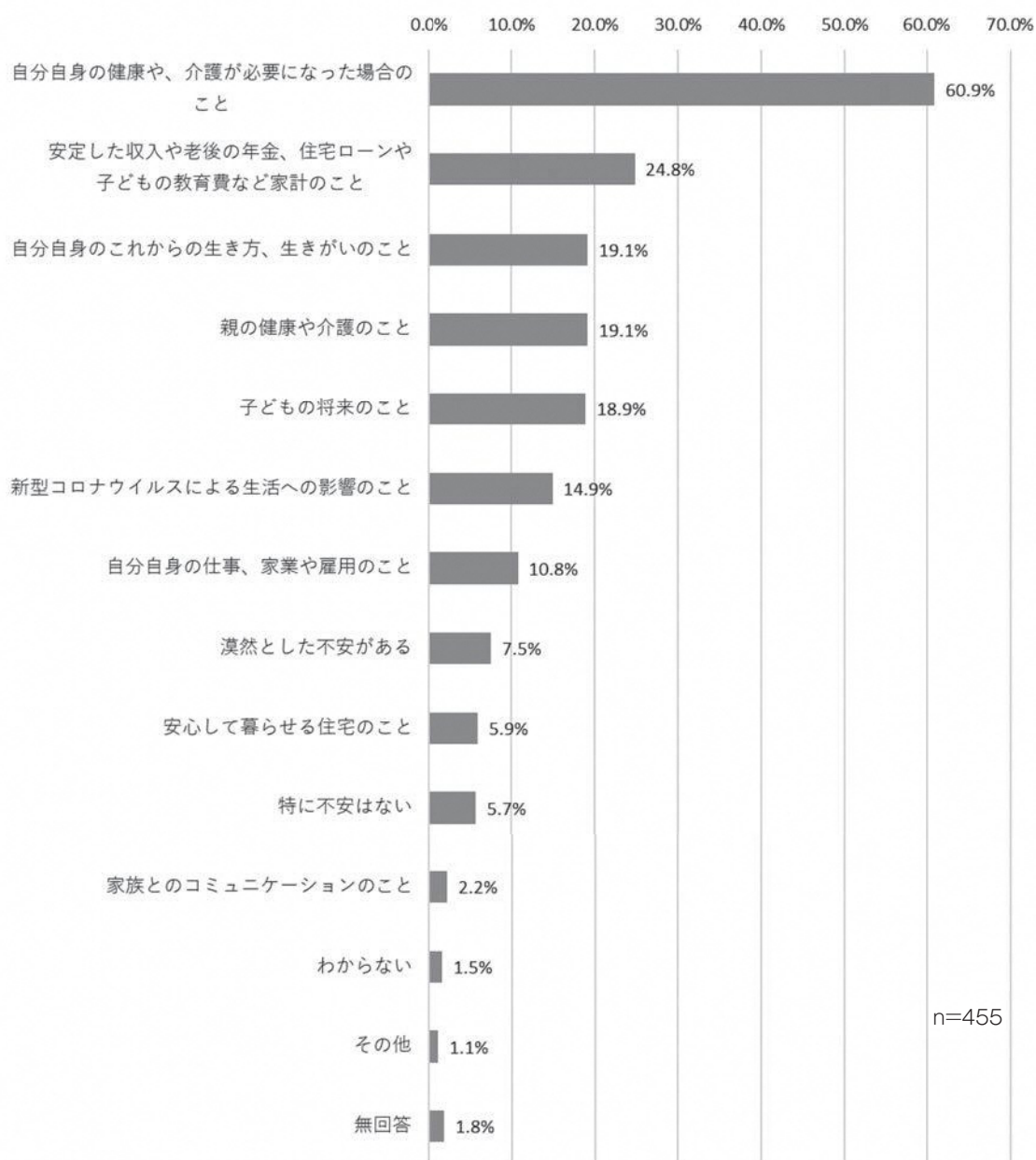


4. 暮らしを取り巻く環境について

(1) 現在もしくは今後の生活の不安

問5 あなたにとって、現在もしくは今後の生活において不安があるとすれば、どのようなものですか。次の中からあなたのお気持ちに近いものを2つまで選んでください。

現在、若しくは今後の生活の不安は「自分自身の健康や、介護が必要になった場合のこと」が60.9%と最も多く、次いで「安定した収入や老後の年金、住宅ローンや子どもの教育費など家計のこと」24.8%、「自分自身のこれからの生き方、生きがいのこと」19.1%、「親の健康や介護のこと」19.1%、「子供の将来のこと」18.9%、「新型コロナウイルスによる生活への影響のこと」14.9%等が続いている。

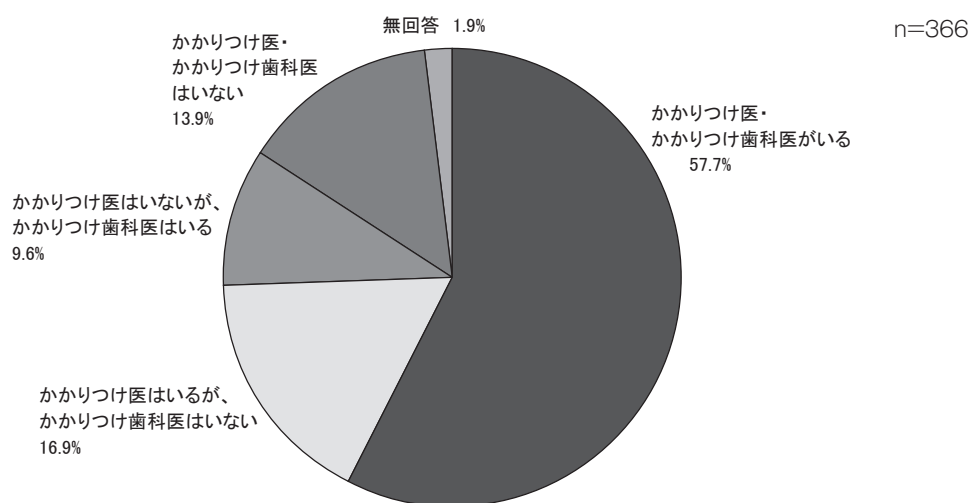


5. 在宅医療について（※ 40 歳以上の方）

（1）かかりつけ医、かかりつけ歯科医について

問 6 あなたは「かかりつけ医」又は「かかりつけ歯科医」がいますか。（病院の規模や診療科に関わらず普段から身体の状態や病気のことを相談できる医師又は歯科医がいますか。） 1つだけ回答してください。

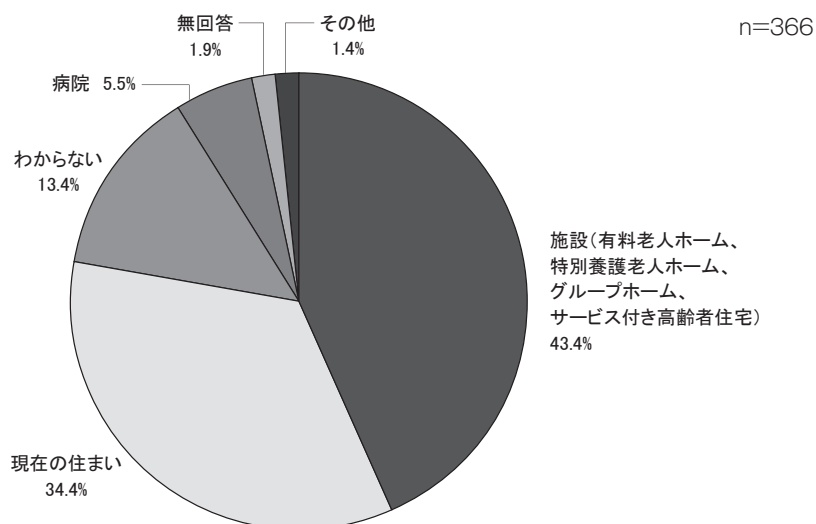
「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」ともにいる方 57.7%と6割近い、これに対して「かかりつけ医」だけはいるは 16.9%、「かかりつけ歯科医」だけはいる 9.6%、「かかりつけ医」・「かかりつけ歯科医」ともにいないは 13.9%となっている。



（2）どこで療養生活を送りたいか

問 7 あなた自身が病気や加齢などにより医療や介護が必要な状態になった場合に、どこで療養生活を送りたいですか。1つだけ回答してください。

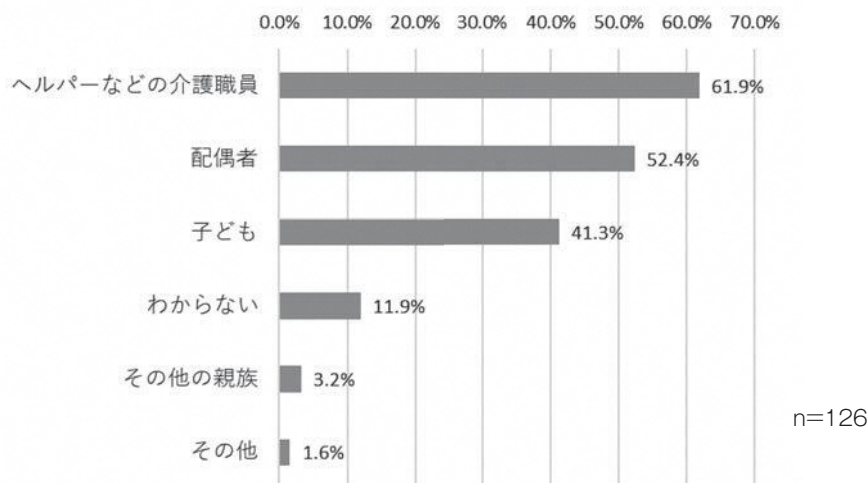
どこで療養生活を送りたいかについては、施設（有料老人ホーム、特別養護老人ホームグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など）が 43.4%、「現在の住まい」が 34.4%、「病院」が 5.5%、「わからない」が、13.4%となっている。



(3) 介護や身の回りの世話について

問 8 問7で「1. 現在の住まい」とお答えいただいた方は、どなたに介護や身の回りの世話をしてほしいですか。(希望なので複数回答可)

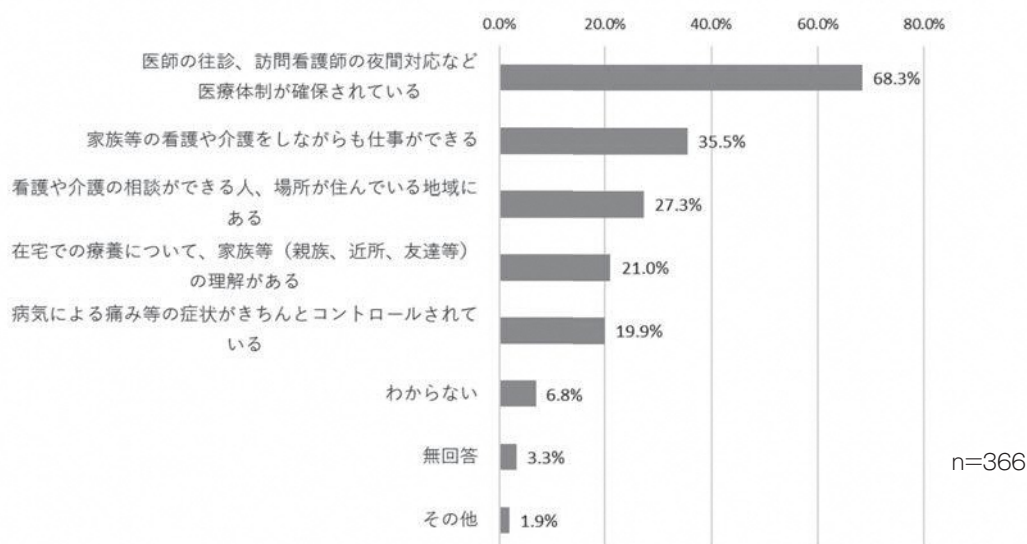
介護や身の回りをしてほしい人については、「ヘルパーなどの介護職員」が61.9%、「配偶者」52.4%、「子ども」41.3%が主なものである。



(4) 自宅で療養のために必要なこと

問 9 あなたやご家族が自宅で療養ができるようにするためには、何が必要と思いますか。(複数回答可)

自宅での療養のために必要なことは、「医師の往診、訪問看護師の夜間対応など医療体制が確保されている」が68.3%と最も多く7割近い、次いで「家族等の看護や介護をしながら仕事ができる」が35.5%、「看護や介護の相談ができる人、場所が住んでいる地域にある」が27.3%、「在宅での療養について、家族等（親族、近所、友達等）の理解がある」が21.0%、「病気による痛み等の症状がきちんとコントロールされている」が19.9%となっている。

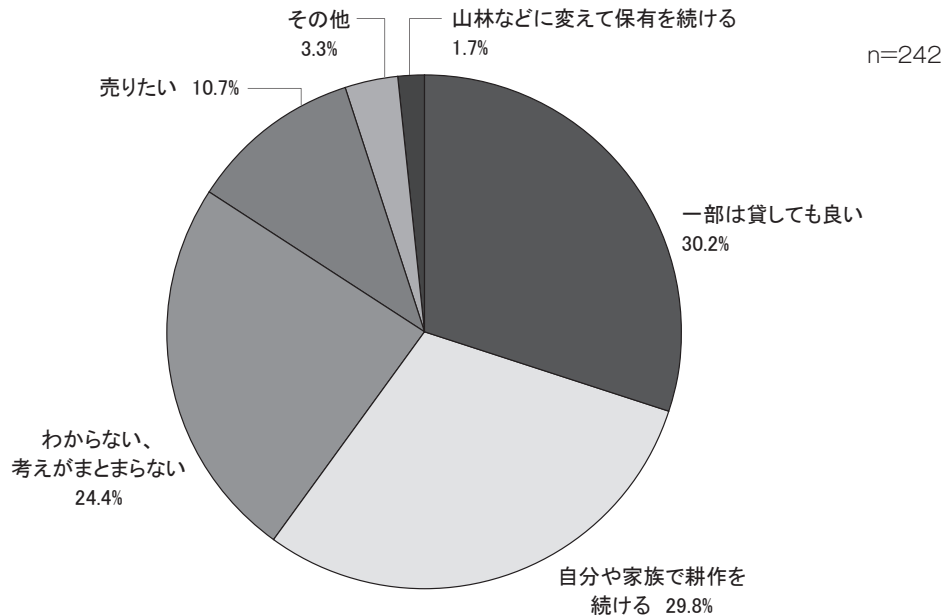


6. 農地、山林、住宅について

問 10 今後 10 年間の利用について、どのように考えていますか。お気持ちに近いものを 1 つずつ選んでください。

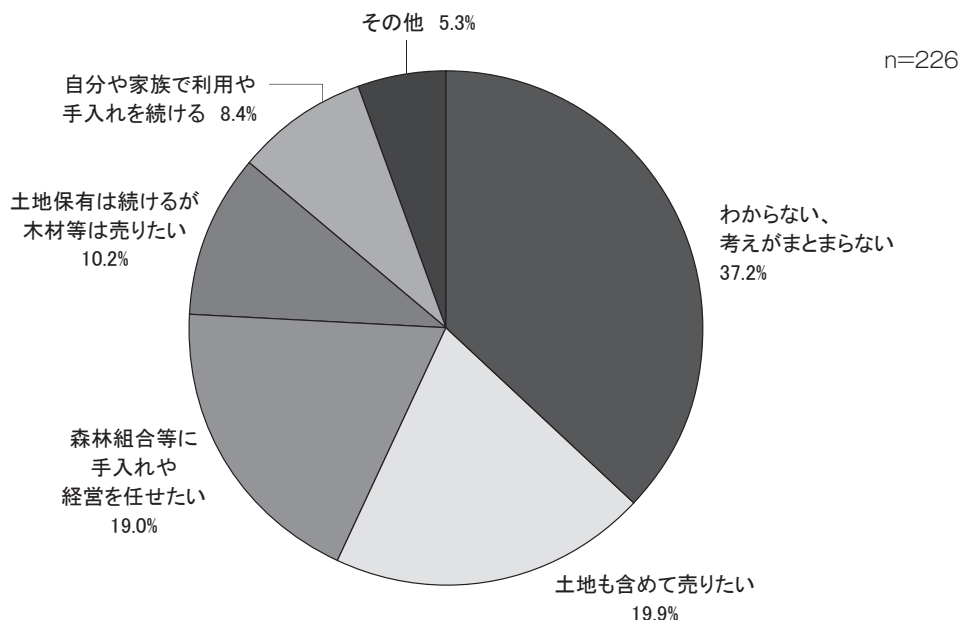
(1) 農地

農地の今後 10 年間の利用については、「一部は貸しても良い」が 30.2%と最も多く、次いで、「自分や家族で耕作を続ける」が 29.8%、「売りたい」が 10.7%となっている。「わからない、考えがまとまらない」が 24.4%と全体の 1/4 を占めている。



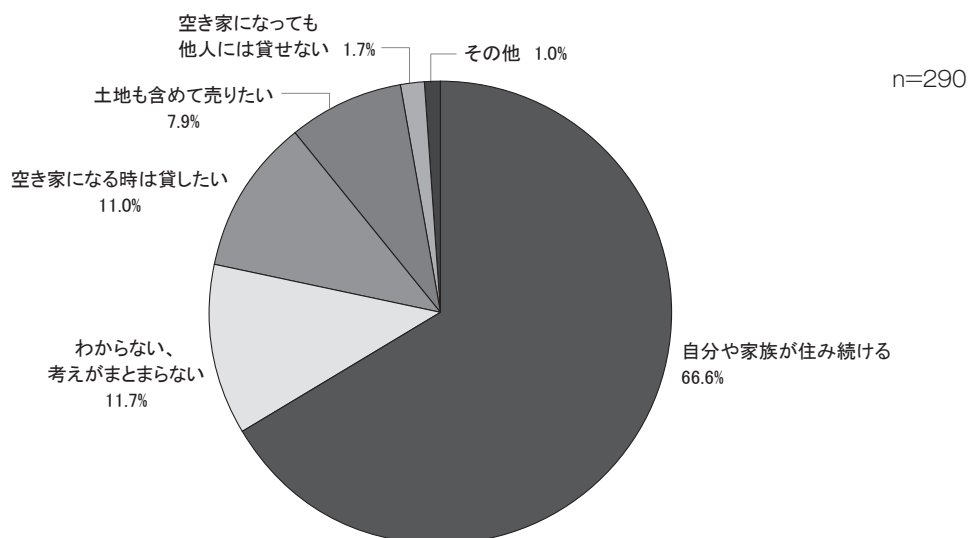
(2) 山林

山林の今後 10 年間の利用については、「わからない、考えがまとまらない」が 37.2%と最も多い。「土地を含めて売りたい」19.9%、「森林組合等に手入れや経営を任せたい」19.0%などが続き、「自分や家族で利用や手入れを続ける」は 8.4%と、所有する山林を今後経営していくことが困難になっていくことが読み取れる。



(3) 住宅

住宅の10年後の利用については、「自分や家族が住み続ける」が66.6%と2/3を占めており、続いて「わからない、考えがまとまらない」が11.7%、「空き家になる時は貸したい」が11.0%、「土地も含めて売りたい」が7.9%となっている。

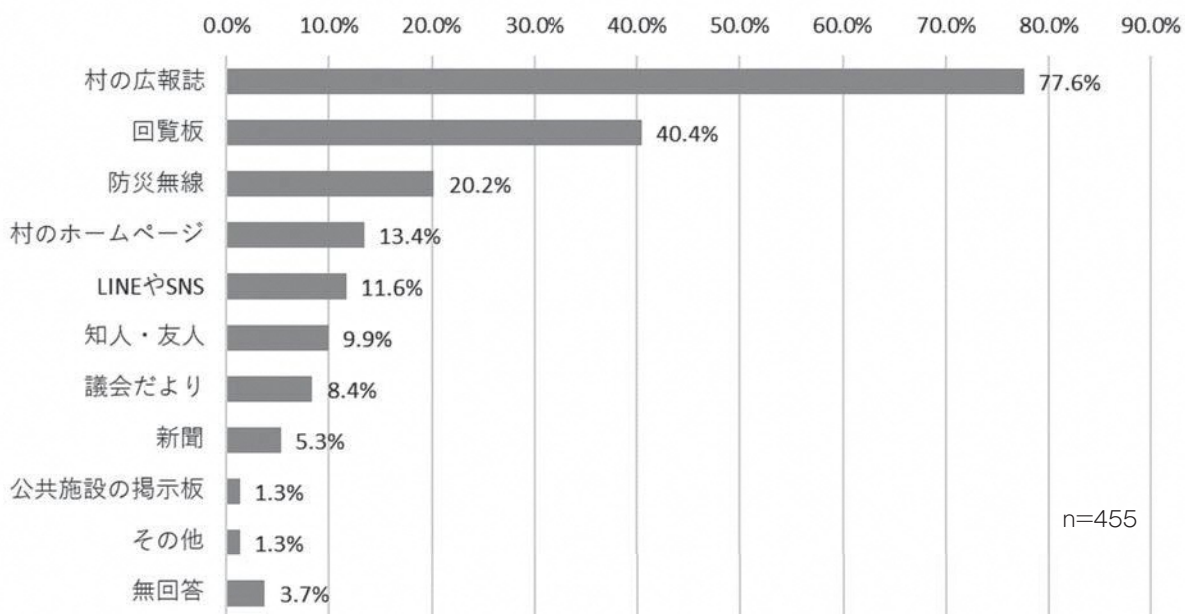


7. 協働の村づくりについて

(1) 情報の入手方法

問 11 天栄村に関する情報を得るのによく利用する手段は何ですか。2つまで選んでください。

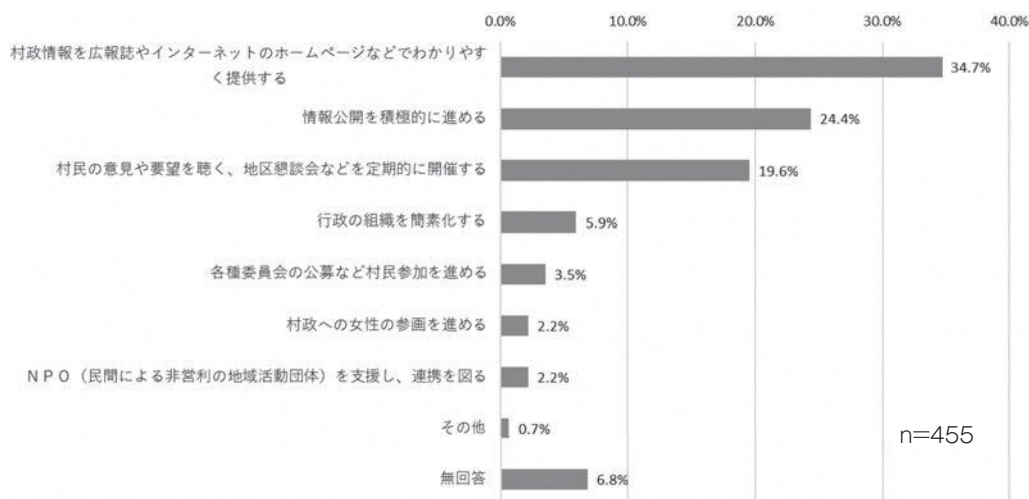
村に関する情報を入手する手段は「村の広報誌」が77.6%と最も多く、他の項目を大きく上回っている。次いで「回覧板」40.4%、「防災無線」20.2%、「村のホームページ」13.4%、「LINEやSNS」11.6%、「知人・友人」9.9%、「議会だより」8.4%、「新聞」5.3%、の順となっており、特に「村ホームページ」や「LINE・SNS」などインターネットを活用した情報入手の順位が上がってきている。



(2) 住民参加

問 12 行政への村民参加をより進めるためには、何が重要だと思いますか。1つだけ選んでください。

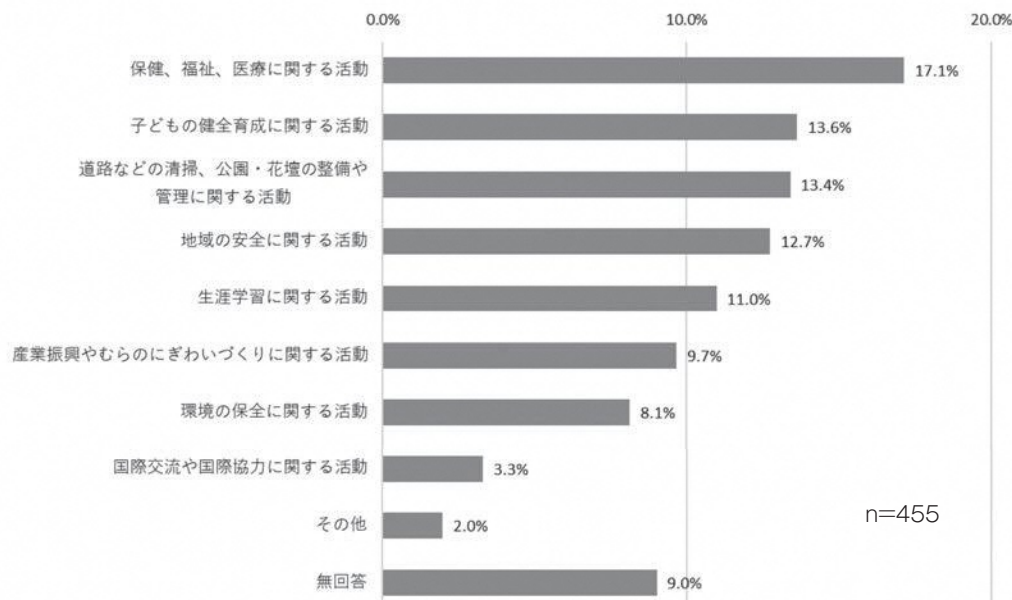
行政への住民参加を進めていくために重要なことは、「村政情報を広報誌やインターネットのホームページなどでわかりやすく提供する」34.7%、次いで「情報公開を積極的に進める」24.4%、「村民の意見や要望を聴く、地区懇談会などを定期的に開催する」19.6%などが主なものとなっています。



(3) 参加してみたい地域活動

問 13 あなたは、次の地域活動の中で、今後どの活動に参加してみたいと思いますか。1つだけ選んでください。

今後参加してみたい地域活動は「保険、福祉、医療に関する活動」17.1%が最も多く、次いで、「子どもの健全育成に関する活動」13.6%、道路などの清掃、講演・花壇の整備や管理に関する活動」13.4%、「地域の安全に関する活動」12.7%、「生涯学習に関する活動」11.0%などが上位に挙げられた。

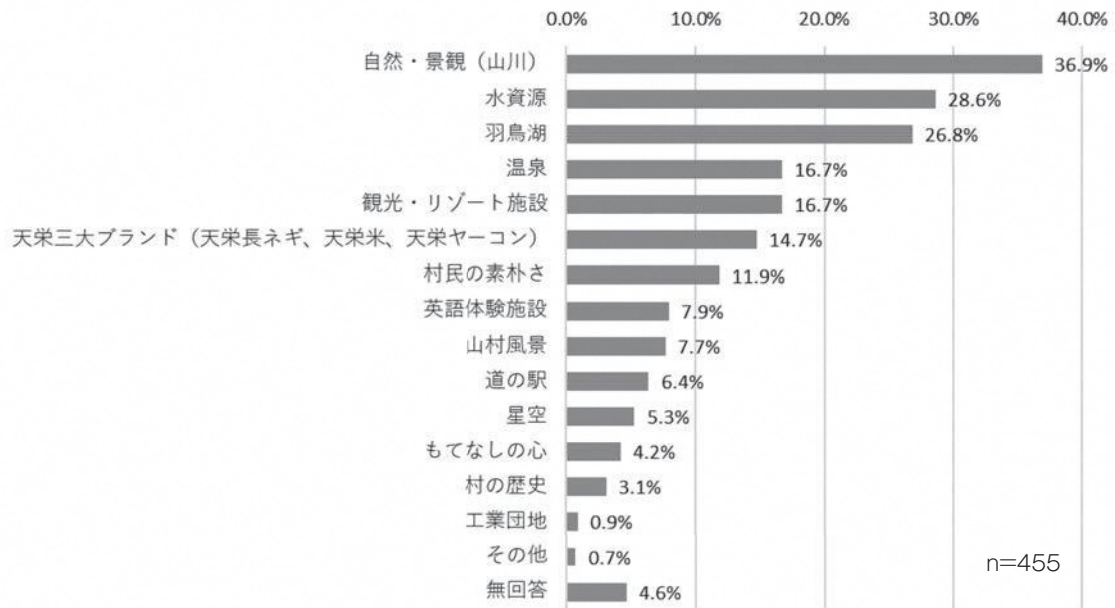


8. これからの村づくりについて

(1) 郷土の誇り・宝

問 14 天栄村の「郷土の誇り・宝」と思うものは何ですか。次の中から2つまで選んでください。

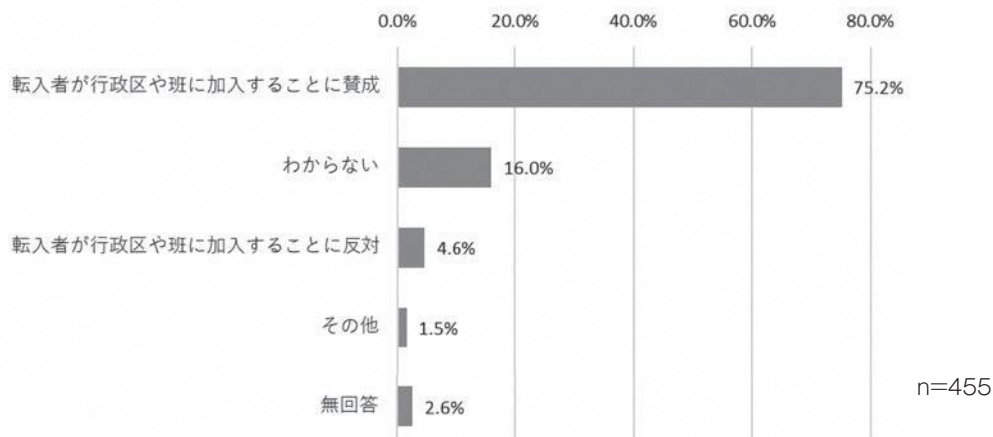
天栄村の「郷土の誇り・宝」と思うものは「自然・景観（山川）」36.9%が最も多く、次いで、「水資源」28.6%、「羽鳥湖」26.8%、「温泉」と「観光・リゾート施設」16.7%、「天栄三大ブランド（天栄長ネギ、天栄米、天栄ヤーコン）」14.7%、などの順となっている。



(2) 移住・定住について

問 15 村の人口減少が進んでいます。今後、移住等の推進で、近所に移住者が転入してくることが考えられます。あなたのお考えに一番近いものを1つだけ選んでください。

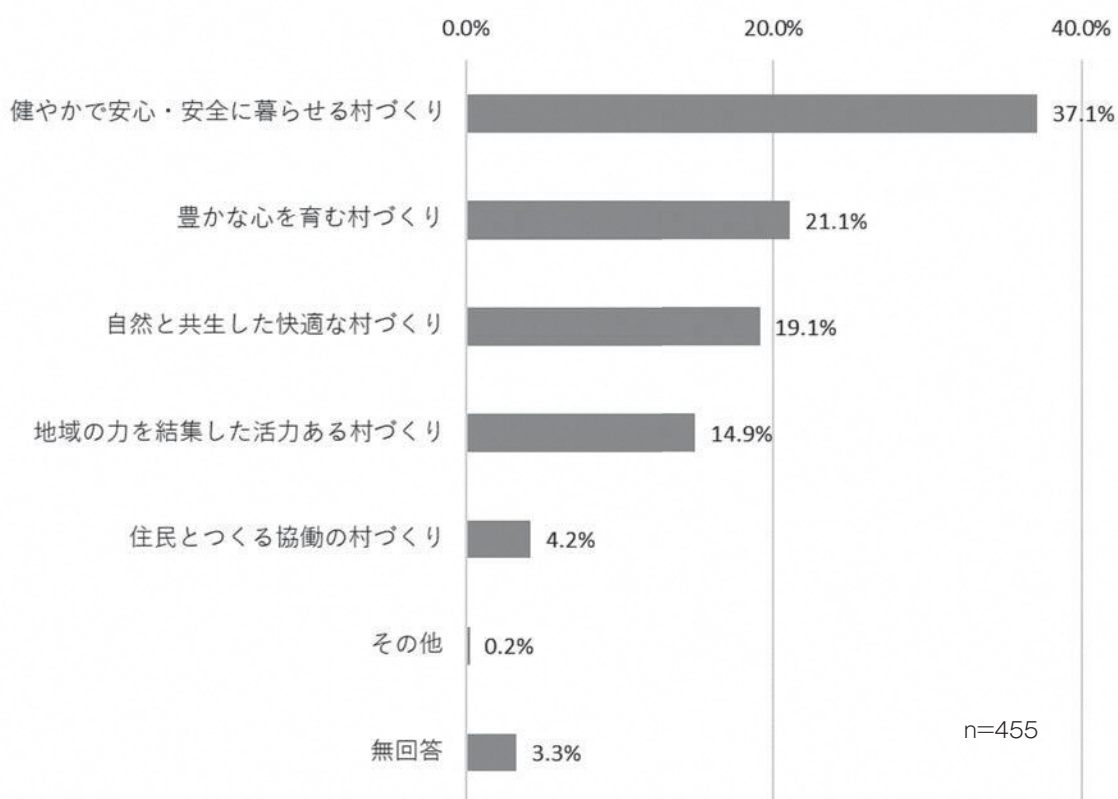
移住・定住にあたり、「転入者が行政区や班に参加することに賛成」が75.2%、「わからない」16.0%、「転入者が行政区や班に加入することに反対」4.6%と、多くが移住・定住により、地区の行政区への参加することに賛成しています。



(3) 今後の村づくりで力を入れるべき分野

問 16 今後どのような分野に力を入れて村づくりを進めると良いと思いますか。お考えに近いものを1つだけ選んでください。

今後の村づくりで力を入れるべき分野は、「健やかで安心・安全に暮らせる村づくり（健康づくり、高齢者福祉、障がい者福祉、防災・防犯など）」37.1%と最も多く、次いで「豊かな心を育む村づくり（子育て支援、学校教育、生涯学習、文化・スポーツなど）」21.1%、「自然と共生した快適な村づくり（自然環境の保全、道路交通ネットワーク、情報通信機能など）」19.1%、「地域の力を集結した活力ある村づくり（定住化、観光・交流、農林業、商工業など）」14.9%、「住民とつくる協働の村づくり（協働の推進、男女共同参画、行財政、広域連携など）」4.2%の順となっている。



2. 天栄村振興計画審議会条例

天栄村振興計画審議会条例

昭和 52 年天栄村条例第 10 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、天栄村振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、村長の諮問に応じ、天栄村振興計画に関する事項について審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は委員 20 人で組織する。

2 委員は 次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1)	議会議員	4 人
(2)	一般住民	7 人
(3)	学識経験者	6 人
(4)	関係団体の職員	3 人

(任期)

第 4 条 審議会委員は当該諮問にかかる答申をもって任期とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長一人をおく。

2 会長及び副会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は企画政策課において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例で定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は村長が定める。

3. 第五次天栄村総合計画（後期基本計画）策定庁内検討委員会設置要綱

第五次天栄村総合計画（後期基本計画）策定庁内検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 第五次天栄村総合計画（後期基本計画）の策定にあたり、第五次天栄村総合計画（後期基本計画）策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、第五次天栄村総合計画（前期基本計画）（計画期間 平成29年度～令和3年度）の検証と後期基本計画の策定のための資料収集及び分析を行い、今日までの総体評価と反省のもとに調査審議にあたり、本計画の素案をまとめ村長に報告することを目的とする。

（組織及び構成）

第2条 委員会は、副村長、企画政策課長、課長補佐又は係長の職にあるもの及び村長が適当と認めた職員で組織する。

2 委員会の検討委員（以下「委員」という。）は、村長が委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、令和3年6月15日から令和4年3月31日までの期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副村長があたり、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、企画政策課長があたる。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員会とする。

2 委員会は、委員長が招集する。

（村長への報告）

第6条 委員会は、検討結果を必要に応じて取りまとめ、村長に報告するものとする。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、企画政策課に置く。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

4. 諮問

令和4年1月21日

天栄村振興計画審議会
会長 松崎 淳一 様

天栄村長 添田 勝幸

第五次天栄村総合計画（後期基本計画）について（諮問）

第五次天栄村総合計画（後期基本計画）（案）を策定しましたので、天栄村振興計画審議会条例（昭和52年天栄村条例第10号）第2条に基づき貴審議会の意見を求めます。

5. 答申

令和4年2月14日

天栄村長 添田 勝幸 様

天栄村振興計画審議会
会長 松崎 淳一

第五次天栄村総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和4年1月21日付け3天企第353号にて諮問のありました第五次天栄村総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議しました結果、適当と認め答申します。

なお、この基本計画の実施にあたっては、特に下記の点に配慮されるよう要望します。

記

1. 本計画の実現のため、あらゆる機会を通じて積極的に計画の趣旨や内容の周知を図り、村民の理解と協力を得るように努めること。
2. コロナ禍に代表される社会の突発的な変化を含め、社会経済の様々な変化に対応し、常に村民のニーズを的確に捉え、そうしたニーズに柔軟に対応した行政運営に努めること。
3. S D G s（持続可能な開発目標）と本計画を連動させ、本計画に基づく政策・施策を実施し、本村におけるS D G sの推進を図ること。

6. 天栄村振興計画審議会名簿

天栄村振興計画審議会委員名簿（第五次総合計画後期基本計画）

（条例定数20人）

（1）議会議員（4人）

役 職	氏 名	備 考
天栄村議会議長	服 部 晃	
天栄村議会副議長	大須賀 溪 仁	
天栄村議会総務常任委員会委員長	渡 部 勉	
天栄村議会産業建設常任委員会委員長	円 谷 要	

（2）一般住民（7人）

役 職	氏 名	備 考
天栄村駐在員会会長	常 松 久 義	副会長
天栄村公立学校PTA連合会会長	高 原 宏 樹	
天栄村農業委員会会長	内 山 正 勝	
天栄村女性団体連絡協議会会長	松 川 郁 子	
天栄村いきいきクラブ連合会会長	須 田 吉 幸	
天栄村食生活改善推進員会会長	丸 木 市 子	
天栄村体育協会会長	瀬 和 マユミ	

（3）学識経験者（6人）

役 職	氏 名	備 考
天栄村商工会会長	松 崎 淳 一	会 長
天栄村認定農業者会長	大須賀 隆	
天栄村教育委員会教育長職務代理者	小 針 克 彦	
天栄村民生児童委員会会長	小 沼 義 徳	
天栄村社会福祉協議会副会長	永 山 勇 雄	
天栄村観光協会会長	星 光	

（4）関係団体の職員（3人）

役 職	氏 名	備 考
夢みなみ農業協同組合天栄支店長	大 谷 美佐子	
（一社）天栄村ふるさと夢学校	村 田 美 章	
天栄村社会福祉協議会事務局	森 彩	

7. 第五次天栄村総合計画(後期基本計画)策定庁内検討委員・事務局名簿

第五次天栄村総合計画策定庁内検討委員

NO	課名	役職	氏名	備考
1		副 村 長	揚 妻 浩 之	委員長
2	企画政策課	課長兼会計管理者兼出納室長	熊 田 典 子	副委員長
3	総務課	主幹兼課長補佐兼総務係長	芳 賀 信 弘	
4	総務課	主幹兼課長補佐兼財政係長	大 木 伸 一	
5	産業課	主幹兼課長補佐兼農林振興係長	小 山 泰 明	
6	住民福祉課	主幹兼課長補佐兼住民生活係長	櫻 井 小百合	
7	住民福祉課	総括主査兼福祉係長	吉 田 真由美	
8	税務課	課長補佐兼国土調査係長	大 木 茂 司	
9	税務課	総括主査兼課税係長	大 野 一 幸	
10	税務課	総括主査兼収税係長	芳 賀 稔	
11	建設課	主幹兼課長補佐兼管理係長	森 賢 一	
12	建設課	事業係長	猪 越 慎 也	
13	教育課	主幹兼課長補佐兼教育総務係長	星 淳	
14	教育課	主幹兼課長補佐	根 本 容 作	
15	教育課	総括教諭兼管理係長 兼湯本幼稚園副園長	平 野 かおり	
16	教育課	生涯学習係長兼施設管理係長	星 修 平	
17	議会事務局	総括主査兼総務係長	森 步	
18	湯本支所	総括主査兼総務係長	星 展 弘	

事務局

NO	課名	役職	氏名	備考
1	企画政策課	主幹兼課長補佐	森 和 昭	
2	企画政策課	総括主査兼企画政策係長	吉 田 あゆみ	
3	企画政策課	主 査	牧 野 真 吾	
4	企画政策課	副 主 査	君 島 一 慶	

令和4年3月

発行：天栄村企画政策課

〒962-0592 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78番地

Tel:0248-82-2333 FAX:0248-82-2718

<https://www.vill.tenei.fukushima.jp>

